

舟形町過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

山形県舟形町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 舟形町の概況	
① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
ア 自然的条件	1
イ 歴史的条件	1
ウ 社会的条件	2
エ 経済的諸条件	3
② 舟形町における過疎の状況	4
ア 人口等の動向	4
イ これまでの過疎対策と課題	5
ウ 今後の見通し	11
③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展 の方向の概要	12
(2) 人口及び産業の推移と動向	
① 人口の推移と動向	12
② 産業の推移と動向	15
(3) 行財政の状況	17
(4) 地域の持続的発展の基本方針	19
① 移住・定住の促進	19
② デジタル技術の活用	20
③ 住民主体の地域づくりと担い手の育成・確保	20
④ 再生可能エネルギーの推進	20
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	21
(6) 計画の達成状況の評価	22
(7) 計画の期間	22
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	22
[1] 建築系公共施設	22
[2] インフラ系公共施設	23

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	24
① 移住・定住	24
② 地域間交流	24
③ 地域社会の担い手となる人材育成	24
(2) その対策	25
① 移住・定住	25
② 地域間交流	25

③ 地域社会の担い手となる人材育成	25
(3) 事業計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	27
① 農林水産業	27
② 商工業	28
③ 観光	28
(2) その対策	29
① 農林水産業	29
② 商工業	30
② 観光	31
(3) 事業計画	31
(4) 産業振興促進事項	32
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	33

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 事業計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	36
① 道路	36
② 交通	36
(2) その対策	37
① 道路	37
② 交通	37
(3) 事業計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	40
① 水道・下水処理施設	40
② 廃棄物処理	40
③ 火葬場	40
④ 消防・防災	40
⑤ 住宅	41

⑥ 克雪・利雪	4 2
⑦ 自然景観の保全	4 2
(2) その対策	4 2
① 水道・下水処理施設	4 2
② 廃棄物処理	4 3
③ 火葬場	4 3
④ 消防・防災	4 3
⑤ 住宅	4 3
⑥ 克雪・利雪	4 4
⑦ 自然景観の保全	4 4
(3) 事業計画	4 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 5

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	4 6
① 子育て環境の確保	4 6
② 高齢者福祉	4 6
③ 地域福祉	4 6
④ 障がい者福祉	4 7
⑤ 児童福祉	4 7
(2) その対策	4 7
① 子育て環境の確保	4 7
② 高齢者福祉	4 7
③ 地域福祉	4 8
④ 障がい者福祉	4 8
⑤ 児童福祉	4 8
(3) 事業計画	4 9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 9

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点	5 0
(2) その対策	5 0
(3) 事業計画	5 1
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 1

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点	5 2
① 学校教育	5 2
② 生涯学習	5 2
③ スポーツの振興	5 2

(2) その対策	53
① 学校教育	53
② 生涯学習	53
③ スポーツの振興	53
(3) 事業計画	53
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	55

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点	56
(2) その対策	56
(3) 事業計画	57

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	58
(3) 事業計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	59

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	60
(2) その対策	60
(3) 事業計画	60

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	61
① ボランティア・NPOへの支援	61
② 結婚・支援	61
(2) その対策	61
① ボランティア・NPOへの支援	61
② 結婚・支援	62
(3) 事業計画	62

事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	63
--------------------------------	----

1 基本的な事項

(1) 舟形町の概況

① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本町は、山形県の北東部、最上郡の南端に位置し、南北6.5km、東西27.4kmと東西に細長い地形をした、総面積は119.03km²の町で、大部分が山地に囲まれた地域です。

最上地域の中心都市の新庄市までの距離は8kmで、その近さから社会的・経済的なつながりや、文化・教育の影響も多く受けています。

当地域は、地質学上から見ると第3紀層に属し、奥羽山脈を源とする最上小国川、葉山山系を源とする松橋川の沿岸は堆積沖積層で、肥沃な耕地となっています。

台地を形成しているところでは洪積層が多く、農地や宅地として利活用されていますが、梅雨時期には奥羽山脈、葉山山系に集中豪雨が多く、中小河川の洪水や土砂崩れの災害の危険性を含んでいます。

また、本町は全国有数の豪雪地帯（昭和46年特別豪雪地帯指定）でもあり、冬期間の西高東低の気圧配置による寒冷な季節風のため、例年11月下旬に降雪があり、翌年3月まで2m前後の積雪があります。豪雪は、住民の生活や経済、産業活動に大きな障害となっています。一方、夏期間は内陸型の盆地的気象で蒸し暑く、初秋には、太平洋からの冷涼な気流が奥羽山脈を越えて流れ込み、水稻など農作物への被害を引き起こすなど不安定な要因をもっています。

イ 歴史的条件

本町は、国宝土偶「縄文の女神」が出土した西ノ前遺跡が発見されており、はるか昔から人々が暮らし続けてきたことがうかがえます。

明治以前に旧新庄領に属しており、舟形村・長沢村・富田村・長者原村・堀内村の5村に分かれていました。明治5年の廃藩置県により各村に戸長が置かれ、明治9年山形県の誕生とともに区長制が敷かれ、その後、行政制度の変遷を経て、明治22年の市町村制施行により従来の長沢村・長者原村・富田村・堀内村の4村が舟形村に合併し、舟形村と称しました。

しかし、明治23年11月に立地条件の違いなどから堀内地区に分村運動が起こり、同地区は分離独立して堀内村となり、以来64年間に亘り舟形村・堀内村としてそれぞれの歴史を重ね、昭和28年の町村合併促進法の制定に伴い、翌昭和29年12月1日を期して舟形村と堀内村が再び合併して「舟形町」が誕生し、現在に至っています。

江戸時代には、舟形村は羽州街道沿いで宿場町として発展し、最上川沿いの堀内村は舟運で栄えてきました。難所とされた猿羽根峠は、明治10年に猿羽根山新道ができてから峠越えは容易となり、翌明治11年には交通の難所と言われた小国川に「舟形橋」が架かり通行者も増加しました。

明治36年には、奥羽本線の開通により舟形駅が開業しました。鉄道が整備されたことにより、交通の便が格段と向上しました。また、大正6年には、陸羽東線が開通しています。

産業の振興にも進歩があり、水田農業の基礎となる原野が開墾され、今日の農業の基礎を作っています。

また、昔から燃料に恵まれており、各農家では地表に出ている亜炭を掘って自家燃料として利用していました。大正6年に開坑した亜炭工場が本格的に採炭経営を開始し、後に全国有数の生産量と設備を誇るに至っています。

第2次世界大戦中は、石炭需要を補充するため戦時経済体制下で事業の拡張が図られ脚光を浴びました。

昭和27年には堀内地区の実栗屋に帝国石油の採掘塔が林立し、日産40klを超える原油が採油されました。しかし、その後採油量は年々減少し、現在では採油はされていません。

また、亜炭も、昭和22年には、炭坑数132カ所、年間生産量28.8万tになり、さらに昭和32年には採掘量が34万tを記録しました。

しかし、石油への代替エネルギー革命により需要が激減し、輝かしい栄光を誇った亜炭産業も時代の流れには勝てずに、平成3年をもってすべての鉱山が閉山に追い込まれました。亜炭産業の衰退は、本町の人口減少に大きな影響を与えています。

昭和30年代に入ると、高度経済成長期の労働力として若者の大都市への流出が続き、本町の過疎化現象に拍車をかける結果となり、以後、開田事業の積極的な推進や企業誘致、町営住宅の整備、宅地分譲、子育て支援住宅、定住促進住宅の整備など、人口増加対策を実施してきたものの、現在も人口減少に歯止めがかからない状況となっています。

ウ 社会的条件

本町は、35の町内会から成り、約4,500人の住民が居住しています。大きく地域を区分すると、舟形地区、長沢地区、富長地区、堀内地区の4地区に分けられます。

各町内会には集会所が設置され、地区内の交流とコミュニティ活動の拠点となっていますが、生産組織の育成や町内会の自治活動、芸術文化、体育活動にも積極的に取り組むなど活発だった活動も、少子高齢化の進展にしたがって地区行事・活動の維持が困難となってきています。

交通の面では、町の中心部を南北に国道13号と高規格道路尾花沢新庄道路が縦断し、長沢地区から新庄に通じる国道47号亀割りバイパスが整

備されたため、舟形地区内の交通渋滞が大幅に緩和されました。また、東西を走る県道56号は、県道舟形大蔵線と本合海舟形線に乗り入れることができます。その他に堀内地区を県道次年子村山線、県道大石田畑線が通っています。最上地域の中心である新庄市内まで車で約15分程度の距離にあり、道路網は比較的整備されてきています。

鉄道では、JR奥羽本線の舟形駅とJR陸羽東線の長沢駅、東長沢駅の3駅を有しています。また、隣接するJR新庄駅が山形新幹線の始発駅として平成11年に延伸開業したことにより、東京までの所要時間は最短で約3時間30分と利便性が向上しました。

エ 経済的諸条件

本町は、県内でも有数の豪雪地帯で、産業活動もこの厳しい自然的制約を受けながら活動せざるを得ない状況下にあります。亜炭、石油と地下資源の豊富な町として栄えてきた本町は、農業に対する意欲が低かったものの、衰退の一途をたどった亜炭産業に代わるものとして、農業経営の拡大に力を注いできました。開田や開畑事業を促進し、農業機械の導入による労働力の省力化を図るため、区画整理や圃場整備事業により水田の整備を積極的に推進してきました。

その結果、余剰労働力の活用として、複合経営や第二次・第三次産業への就業化を図り、令和2年の国勢調査結果の産業別就業人口の構成を見ると、第一次産業19.2%、第二次産業28.0%、第三次産業52.8%となっています。

従来、本町の産業は農業を中心とする第一次産業が大半を占め、中でも稲作主体の経営が長年中心でした。しかしながら、近年、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。水稻栽培においては、令和6年から令和7年にかけて、米価が異常な高騰をし、令和7年には小売価格が前年比で約2倍に達しました。主な要因は米の需給バランス崩壊と流通の混乱が重なったことが挙げられます。また、近年、渇水・高温の状況が続いていて、さらに物価高騰で原材料費の上昇やエネルギーコストの増加から生産コストは高止まりしているのが現状です。

水稻依存から園芸作物への生産の転換を図ってきた農家については、園芸部門において着実な所得向上が見られています。これまで、園芸作物への生産転換に対する支援などを進めてきましたが、まだまだ十分ではなく、大規模な水稻栽培農家や園芸との複合経営に取り組む農家を除き、農家所得は依然として向上していないのが現状です。

これを受け、旧来どおりの水稻栽培のみに依存した農業から、米の高付加価値化や園芸作物等の高収益な作物生産への転換、そして、地元の作物は地元で消費するという“地産地消”や食文化や食生活で人を育てる“食育”の推進の考えを取り入れた、産地づくり対策へと方向転換し、売れる農作物づくり、儲かる農業へ取り組みを進めています。

また、産業別人口構成の変化に伴い、総人口における町外で就業する人の割合は、平成7年の19.51%、平成22年では22.0%、平成27年では22.59%と年々高くなっていて、令和2年には、24.1%と5年間で1.51%と伸びています。

② 舟形町における過疎の状況

ア 人口等の動向

過疎の進行は、地域社会のあらゆる分野にわたって活力を低下させ、健全な地域社会の維持をも危うくする可能性があります。各町内会の人口と戸数の動向をみると、各町内会とも舟形地区の一部を除いて減少の一途をたどっています。その結果、良好な地域社会を継続することが困難な町内会が表れつつあります。本町の生活様式も都市型の影響を受け、核家族が増え、世帯数の横ばい傾向が続いていましたが、町外への社会的流出が増加し、世帯数も減少しています。

さらに、山間・辺地集落においては、人口や世帯数とも減少率は大きくなっています。集落の著しい人口減少は、本町発展のための阻害要因となっていますが、その対策は容易ではありません。人口減少対策は、当町における喫緊の課題です。今後、更なる計画的な生活道路の整備、生活環境の整備、冬期間における生活道路の確保等の対策を図ることが急務となっています。

過疎の及ぼしている影響として、農商工業者の高齢化と後継者不足の問題に加え、農商工業者以外でも、若者の町外への流出、定住人口の減少、単身者や子どものいない世帯の増加なども深刻な課題となってきています。

また、農業においては、農業の機械化、営農体系の変化、収入の確保等の面から大規模経営・営農集団へと転換が図られつつありますが、一方では、従来からの、家族経営を主体とした小規模単作農家も多い状況です。地域経済の停滞が長引く中、また豪雪地帯ということや就労の場も少ないことから、若者の町外への転出者は高止まりしたまま改善の兆しが見えません。若者の減少は少子化などにより幼児教育や学校教育といった教育面にも影響を与えています。併せて、令和7年には高齢化率は44.9%と、県内でも高い比率で進行しており、少子化対策と保健医療・老人福祉等の高齢者対策も大きな課題です。

本町は、以前は全国でも有数の地下資源の宝庫として知られ、亜炭産業をベースに水稻農業が加わり比較的安定した時期が続いていましたが、石油エネルギーの急激な発展により亜炭産業は急速に衰退し、やむなく鉱山は閉山となりました。炭坑労働者は本町からの流出を余儀なくされるとともに、高度経済成長を支えるべく若い世代の都会への流出が加速し、急激な人口の減少となりました。亜炭産業に取って代わるような産業や就労の場がないこと、基幹産業の農業における生産性が低いこと、農業後継者不足もあり農地面積の拡大が難しいことなどに加えて豪雪地帯でもあり、進学、就職、結婚による若者の流出が大きな要因となり、少子高齢化が進展し、過疎化の原因とな

っています。

また、道路交通網や生活環境整備の立ち遅れ、文化・スポーツ・レクリエーション等の施設の不足、医療機関の未整備など、利便性に欠けており、都市生活との格差が大きいことが要因とみられます。

イ これまでの過疎対策と課題

〈 過疎地域対策緊急特別措置法 〉

本町は、昭和45年に過疎地域対策緊急特別措置法に基づき、過疎地域に指定されています。

過疎地域振興計画を策定し、財政的な援助を受けながら地域の振興を図るべく生活環境の整備に重点をおいて各種の事業実施にあたってきました。

昭和29年町村合併当時の12,014人を最高に亜炭産業の衰退、都市就労者の増加、出生率の低下等により人口減少が続いたが、基幹産業に重点をおき、農業構造改善事業などを導入し、耕地面積の拡大など、水稻を中心とした自立農家が増加しました。

また、積極的な工場誘致による就労場所の確保や町営住宅建設などにより、人口定着の兆しが見えはじめたものの、依然として都市との生活環境や施設整備の格差は大きく、今後の地域環境整備や最上地域の中心市と位置付けられる新庄市の新庄中核工業団地の計画的な企業活動の実施と町内への企業誘致による就労場所の確保対策など、今後多くの課題が残されています。

- 〔効果〕
- 1) 主要集落間の道路整備及び冬期間の交通確保対策
 - 2) 水道施設、消防施設等の整備
 - 3) 統合中学校校舎建設など教育文化施設の整備
 - 4) 過疎債の運用による財政面での多大なる恩恵

〈 過疎地域振興特別措置法 〉

過疎地域対策緊急特別措置法は、10年間の時限立法だったことから昭和55年3月31日で終了し、新たに昭和55年4月1日から平成2年3月31日までの10年間として過疎地域振興特別措置法が制定されました。本町も引き続き過疎地域に指定され、数々の優遇措置を受けながら、地域の振興を実現すべく事業の実施にあたってきました。

本法と旧法との大きな違いは、地域産業の振興に重点をおいているところで、農業所得が伸び悩んで農家経済が厳しい状況にある中、農外所得に期待せざるを得ない状況にあるため、積極的な雇用拡大に焦点を当てた対策を立てないと根本的な過疎問題は解決できない状況にありました。企業誘致を含めて地域産業の振興を図ることが今後の大きな課題です。

- 〔効果〕
- 1) 町道・農道・林道の整備、舗装
 - 2) 国県道の改良整備の促進及び集落を結ぶ道路の整備
 - 3) 多目的集会施設の設置（太折、大平、経壇原、内山、紫山地区）

- 4) スクールバス購入
- 5) 高齢者コミュニティセンター等、社会福祉施設の整備
- 6) B & G 海洋センターの整備による各種スポーツの振興
- 7) 農林漁業体験実習館、農村環境改善センター、野菜集出荷施設等の設置による農林業の振興
- 8) 歴史民俗資料館の施設整備
- 9) 長沢、南部、舟形保育所の整備
- 10) 火葬場の建設
- 11) 除雪機械等の更新、新設による冬期間交通の確保

〈 過疎地域活性化特別措置法 〉

過疎地域振興特別措置法は、10年間の時限立法だったことから平成2年3月31日で終了し、新たに平成2年4月1日から平成12年3月31日までの10年間として過疎地域活性化特別措置法が制定されました。本町も引き続き過疎地域に指定され、各種の優遇措置を受けながら、地域の活性化を目指して事業の実施にあたってきました。

【前期計画】

生産機能及び生活環境の整備について、総合的かつ計画的に対策を講じながら地域の活性化を図り、福祉の向上、雇用の増大を図ってきました。

- 〔効果〕
- 1) 多目的集会施設の設置（馬形、堀内、沖の原地区）
 - 2) 猿羽根山トレーニングセンター施設の設置
 - 3) 富長小学校校舎建設
 - 4) 舟形児童館建設
 - 5) ライスセンター建設
 - 6) 観光物産センター建設
 - 7) 中山間地域農村活性化センター建設
 - 8) 若あゆ温泉建設
 - 9) 小国川チャイルドランド整備
 - 10) コテージ建設（9棟）
 - 11) 生涯学習センター建設
 - 12) 集落排水の整備（長者原、富田地区）

過疎地域活性化計画の前期実績をみると、これまでの交通通信体系の整備優先から、生活環境の整備へシフトし、産業の振興や教育文化の振興についても計画的に実施することができました。

【後期計画】

生活基盤の充実した活力あるまちづくり、自然と調和するうるおいあるまちづくり、健康で心豊かな生きがいあるまちづくりの実現を目指し、地域資源の活用及び複合的経営手法の導入等による産業振興の強化、都市との交流を通じた地域の活性化対策、定住を目指した生活環境の整備、高齢化対策等、地域の特性に応じた施策を展開し総合的かつ計画的に対策を講じながら地域の活性化

を図りました。

- 〔効 果〕
- 1) 農業用水路の改修整備、圃場整備
 - 2) 鮎の中間育成施設建設
 - 3) 雪冷房システム施設整備
 - 4) 町道・農道・林道の改良舗装整備
 - 5) 防災行政無線施設整備
 - 6) 除雪車、マイクロバス購入
 - 7) 水道施設整備、公共下水道整備、農業集落排水施設整備
 - 8) アユパーク整備(河川公園、サイクリングロード整備)
 - 9) 若あゆ温泉、あゆっこ村整備、コテージ建設

〈 過疎地域自立促進特別措置法 〉

過疎地域活性化特別措置法は、10年間の時限立法だったことから平成12年3月31日で終了し、新たに平成12年4月1日から平成22年3月31日までの10年間として過疎地域自立促進特別措置法が制定されました。本町も引き続き過疎地域に指定され、各種の優遇措置を受けながら、地域の活性化を目指して事業の実施にあたってきました。

【前 期 計 画】

生産基盤・生活道路・生活環境等の整備について、総合的かつ計画的に対策を講じながら、地域の活性化を図るため、生産性の向上、福祉の向上、生活環境の増大を図りました。

- 〔効 果〕
- 1) あゆっこ村植栽整備事業
 - 2) 町道整備事業（16路線）
 - 3) マッシュルーム菌舎整備事業
 - 4) 農産物直売加工施設整備事業
 - 5) いやしの里（桜づつみ）整備事業
 - 6) あゆっこ村（若あゆ温泉改装）整備事業
 - 7) 簡易水道整備事業
 - 8) 堀内地区農業集落排水事業
 - 9) 特定環境保全公共下水道事業
 - 10) 防火水槽・小型ポンプ積載車整備事業
 - 11) 特別養護老人ホーム「えんじゅ荘」整備事業
 - 12) 長沢保育所屋根改修事業
 - 13) 除雪車整備事業
 - 14) スクールバス購入事業
 - 15) 中央公民館大規模改修事業

過疎地域自立促進計画の前期実績を見ると、生活環境の整備、地場産業の推進、高齢者対策、教育文化の振興策などが特徴的な取組みとなっています。

【後 期 計 画】

生産基盤・生活道路・生活環境等の整備について、総合的かつ計画的に対策を講じながら、地域の活性化を図り、生産性の向上、福祉の向上、生活環境の増大を図ってきました。

- 〔効果〕
- 1) あゆっこ村植栽整備事業
 - 2) 県営中山間地域総合農地防災事業(松山地区、富田地区)
 - 3) 地域イントラネットシステム導入事業(小中学校、各支所等)
 - 4) 地域情報通信基盤整備推進事業
 - 5) 簡易水道整備事業
 - 6) 防火水槽・防災用照明車整備事業
 - 7) スクールバス購入事業
 - 8) B & Gセンター及びプール改修事業
 - 9) 一本杉福地地区農業基盤整備事業
 - 10) 猿羽根山トレーニングセンター改修事業
 - 11) 除雪機械(ロータリ車、ドーザー)整備事業
 - 12) 特別豪雪地帯先導的事業導入推進(大地熱融雪装置設置工事)事業
 - 13) 定住促進団地整備・子育て支援住宅新築工事事業
 - 14) 町道整備事業
 - 15) 長者原・福寿野地区農業集落排水事業
 - 16) 特定環境保全公共下水道事業
 - 17) 統合舟形保育所新築事業(子育て支援センター併設)
 - 18) 堀内小学校大規模改修事業

過疎地域自立促進計画の後期計画実績を見ると、生活環境の整備、定住対策、情報通信環境の整備、老朽化施設の更新等が特徴的な取組みとなっています。

〈改正過疎地域自立促進特別措置法〉

過疎地域自立促進特別措置法は、10年間の時限立法だったことから平成22年3月31日で終了することとなっていました。平成22年の改正により、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間、執行期限が延長され、更に、平成24年の改正により令和3年3月31日まで5年間延長されました。

本町も引き続き、各種の優遇措置を受けながら、地域の活性化を目指して事業の実施に当たってきました。

これまでのハード事業に加えて、ソフト事業にも過疎対策事業債の対象が拡充されたことで、従来の施設等をより効果的に活用するための施策に取り組みました。

〔効果〕〈H22～H27〉

- 1) 簡易水道整備事業
- 2) 消防施設整備事業(消防ポンプ車、ポンプ車庫)

- 3) 定住促進団地整備・子育て支援住宅整備事業
- 4) 縄文の女神遺跡地整備事業
- 5) 障害者支援施設建設費補助金
- 6) 統合小学校増改築事業
- 7) スクールバス購入事業
- 8) 小松原田地区ほ場整備負担金事業
- 9) 産地水産業強化支援事業
- 10) 町道整備事業
- 11) 除雪機械（ロータリ車）購入事業
- 12) 活気あふれる農業推進機構事業（ソフト）
- 13) 商業活性化事業（プレミアム商品券）（ソフト）
- 14) 福祉のまち推進事業（ソフト）
- 15) 高齢者福祉センター運営事業（ソフト）
- 16) 舟形若鮎まつり事業（ソフト）
- 17) 観光情報館運営事業（ソフト）
- 18) 子育て支援医療事業（ソフト）

〈H28～R2〉

- 1) 舟形若あゆ温泉改修事業
- 2) 河川公園改修事業
- 3) 町道折渡桧原線道路改良事業
- 4) 防災行政デジタル無線整備事業
- 5) 除雪機械格納庫整備事業
- 6) 防災センター整備事業
- 7) 定住促進団地整備事業
- 8) 若者定住促進住宅整備事業
- 9) 福祉避難施設整備事業
- 10) 中央公民館耐震化工事
- 11) 富長交流センター改修事業
- 12) 長沢交流センター改修事業
- 13) 起業支援補助金交付事業（ソフト）
- 14) 資格取得補助金交付事業（ソフト）
- 15) 乗合タクシー運行補助金事業（ソフト）
- 16) 子育て支援及び若者定住支援事業（ソフト）
- 17) 転入者定住支援金交付事業（ソフト）
- 18) 再生可能エネルギー設備導入事業（ソフト）

過疎地域自立促進計画の実績を見ると、生活環境の整備や定住対策、交通体系の整備、防災機能の強化といったハード事業に加えて、ソフト過疎事業債を活用した、産業振興対策、子育て支援、交流促進事業等が特徴的な取組みとなっています。

〈 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 〉

過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末に期限を迎えましたが、令和3年4月1日に令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の期間とする「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が新たに施行され、本町は引き続き過疎地域に指定されました。

本町も引き続き、各種の優遇措置を受けながら、地域の活性化を目指して事業の実施にあたってきました。

〔効 果〕〈R3～R7〉

- 1)生涯学習センター改修事業
- 2)舟形ほほえみ保育園改修事業
- 3)農村環境改善センター改修事業
- 4)農林漁業体験実習館改修事業
- 5)舟形小学校改修事業
- 6)中央公民館改修事業
- 7)斎場改修事業
- 8)あゆっこ村改修事業
- 9)堀内地区交流広場整備事業
- 10)長沢・富田地区多目的公園トイレ改修事業
- 11)観光物産センター消雪設備改修事業
- 12)河川公園改修事業
- 13)サケふ化場改修事業
- 14)消防施設、車庫整備事業
- 15)高齢者生活福祉センター改修補助事業
- 16)東北農林専門職大学関連交流施設整備事業
- 17)富長交流センター体育館照明LED化事業
- 18)若あゆ温泉改修事業
- 19)スクールバス購入事業
- 20)子育て支援住宅改修事業
- 21)舟形小学校改修事業(校舎・プール)
- 22)舟形小学校太陽光発電設備整備事業
- 23)定住・移住住宅改修事業
- 24)橋梁長寿命化事業
- 25)除雪機械購入・更新事業
- 26)ほ場整備事業(沖の原1期地区ほか)
- 27)県営農地整備負担金事業(沖の原地区ほか)
- 28)町道道路改良事業(福寿野岡矢場線ほか)
- 29)道路メンテナンス事業
- 30)町道消雪設備、消雪施設、流雪溝改修事業
- 31)町道側溝整備事業
- 32)最上広域エコプラザもがみ整備負担金事業

- 33)最上広域高機能消防指令センター等整備負担金事業
- 34)子育て支援医療事業（ソフト）
- 35)福祉の町推進事業（ソフト）
- 36)観光物産センター業務委託事業（ソフト）
- 37)舟形町立小中学校特別支援教育支援員配置事業（ソフト）
- 38)英語指導助手派遣事業（ソフト）

舟形町過疎地域持続的発展計画の実績を見ると、農地整備事業や生活環境の整備といったハード事業が特徴的な取り組みとなっています。

ウ 今後の見通し

旧過疎法と、令和3年度からの舟形町過疎地域持続的発展計画や同法に基づき、行財政の優遇を受けながら町道、各種施設整備、生活環境の整備、産業の振興等について事業展開を行なってきました。また平成22年の法改正により過疎対策事業債の対象にソフト対策が含まれることとなり、人口減少・少子高齢化が進行していく中で、生活の維持、文化の継承など、地域の力を活性化、支援する施策の推進を行なってきました。

町では、平成16年の市町村合併協議を契機に「協働のまちづくり」を提唱し、町民と一体となったまちづくりを進めています。地域住民と一体となって考えていくまちづくり・地域づくりを進めることにより、住民ニーズを把握し、住民が何を一番望んでいるのかを選択し、限られた財源の中で、「住みよいまちづくり」「魅力あるまちづくり」を、既存の施設や資源をソフト面からの施策展開により活かし、ハード事業とソフト事業とを連動させた取り組みを進めてきました。

令和2年3月に策定された第7次舟形町総合発展計画（以下、「町総合発展計画」という。）では、本町を取り巻く人口減少と少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、町の目指す将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり『わくわく未来ふながた』」を掲げ、まちづくりの指針としました。この計画は、10年間の長期構想と第7次総合戦略を兼ねた短期アクションプランから構成されており、長期構想の基本目標として「6本の柱とそれを支える1つの基盤」を設定、短期アクションプランの期間内に重点的かつ横断的に取り組む施策を「重点プロジェクト」として位置付けています。さらに、令和6年3月には、令和7年度からの5年間を計画期間とする後期短期アクションプランを策定し取り組みを加速させています。

これらの計画で定めた目標を達成していくために、過疎対策事業としての取り組みは不可欠です。今後も、地域の均衡ある発展を図り、地域経済の発展と住民福祉の向上に寄与するため、各般にわたる過疎地域の持続的発展のための施策を積極的に展開する必要があります。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

昭和30年代までは、国内でも有数の亜炭採掘地として発展しました。その恩恵で、人口も1万2,000人まで増加しました。しかし、エネルギー革命により、次第に閉山が進み、平成始めには亜炭鉱山は全て閉山となりました。

亜炭産業の衰退とともに水稲作付けが増加し、開田が進みました。昭和40年代以降、町の基幹産業は農業となり、それを補完するような形で企業誘致にも取り組んできました。

しかし、中山間部という立地と国内でも有数の豪雪地帯ということもあり、十分な企業の誘致まではいたらず、主に新庄市及び村山方面への就業が多くなっています。近年では、米価低迷が続き、農家の収入が上がらない状況に加えて、依然として地域経済の停滞が続いており、雇用先の確保もままならない状況が続いています。

「第5次山形県総合発展計画」によれば、最上地域は豊かな自然などの地域資源を活かし、農林業のさらなる振興を図り、地域特産物の生産振興やブランド化の推進、食や伝統文化などを活用した新たな価値を生み出す地域戦略の展開し、さらには、最上8市町村の連携・協働による高速道路十字連携軸の整備促進のほか、防災・減災対策の推進、地域資源等を活かした再生可能エネルギーの活用促進による地域づくりを行うとしており、その方針は町の第7次総合発展計画にも反映されています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本町の人口は、町村合併当時の昭和29年には12,014人を有していましたが、以後年々減少傾向にあります。昭和35年から昭和40年にかけては、12.9%の減少、昭和40年から昭和45年までには12.1%の減少と大きく人口が減少しています。その後は人口減少率がある程度下げ止まり、昭和45年から昭和50年まで4.3%、昭和50年から昭和55年まで0.1%、昭和55年から昭和60年まで1.3%、昭和60年から平成2年までは1.4%の減少と、ほぼ横ばい状態となっています。

しかし、その後平成2年から平成7年までは3.3%、平成7年から平成12年までは7.3%、平成12年から平成17年までは4.6%、平成17年から平成22年までは7.6%、平成22年から平成27年までは8.6%、平成27年から令和2年までは11.1%の減少と、再び人口減少が大きくなってきています。

人口を年齢別に見てみると、0歳から14歳の人口減少が激しく、昭和35年から昭和50年までの15年間で58.4%(2,353人)減少している。これは、高度経済成長に伴い、東京圏への若年層の人口の流出が続いたことと、出生率の低下に起因していると考えられます。昭和55年以降は、多少の人口

減少傾向はみられるものの、ある程度の落ち着きがみられました。しかし、平成2年以降再び大きく減少しており、平成2年の1,568人から、令和2年には、69%減となる483人まで激減しています。

一方65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は急速に増加し、昭和35年は5.0%で20人に1人でしたが、昭和50年には10.4%と10人に1人となり、平成12年には27.6%と4人に1人、令和3年には42.0%と実に2.5人に1人が65歳以上という人口構成となっています。

人口の流出の要因としては、本町及びその周辺市町村において高校卒業後、大学などの高等教育機関への進学で町を離れる若者が増え、その後就職のタイミングで地元に戻る若者が少ないこと、新規就農を目指す若者や起業者が少ないこと、さらには、晩婚・未婚が増えたことや婚姻後の住居がないこと、豪雪地帯による冬期間の気象条件が厳しいことにより、町を離れる人が増え、少子化が進行したものと考えられます。

人口動態の推移を自然動態で見ると、平成4年頃から死亡が出生を上まわり、自然減が続いています。特に平成27年から平成29年においては、死亡者数が出生者数を80名前後上回っています（令和2年3月舟形町人口ビジョン）。

社会動態では、平成7年頃から転出が転入の約1.5倍で推移しており、平成29年では転入者86人に対し転出者107人で、21人の転出超でした。また平成29年の純移動数（転入・転出者の差）について見てみると、20歳から24歳で大幅な転出超過となっており、進学、就職、結婚等の移動を伴うライフイベントが要因と考えられます（令和2年10月 舟形町人口ビジョン）。同時にこのことが高齢化の進行にもつながっていると考えられます。

世帯数の状況を見ると、人口の減少と共に昭和35年から昭和50年までの15年間は減少が続き、その後は1,740世帯前後で定着していましたが、平成17年には1,700世帯を割り、令和2年には1,574世帯となっています。高齢者世帯も増加しており、平成2年から令和2年を比べると高齢者夫婦のみの世帯が1.4倍（232世帯）、一人暮らし高齢者世帯も4.3倍（186世帯）と急増しています。

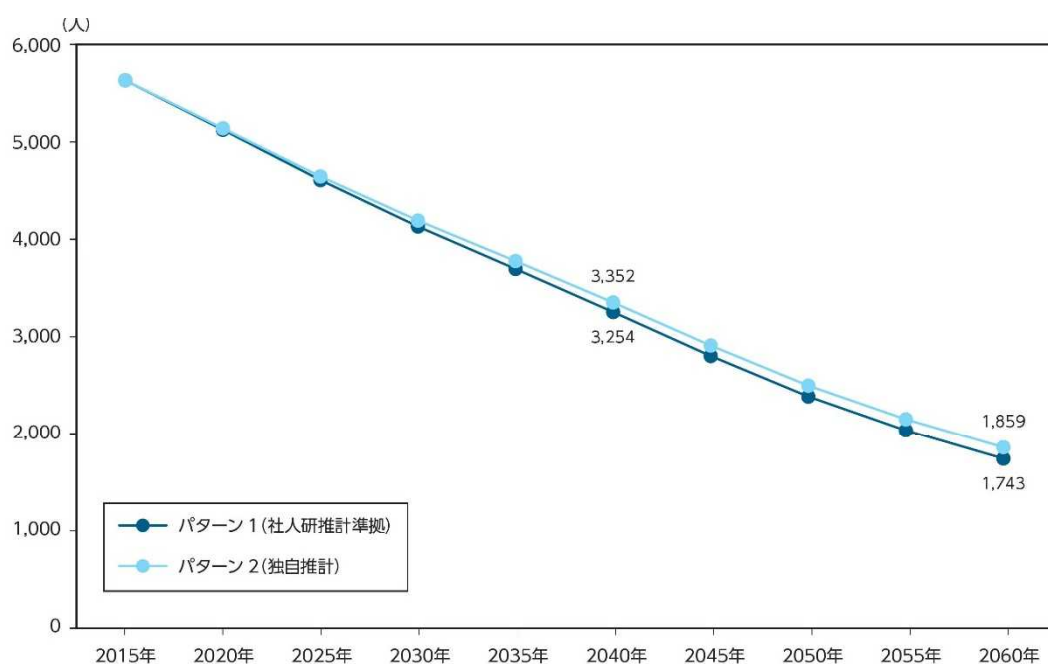
表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	10,957		9,548	△12.9	8,397	△12.1	8,033	△4.3	8,028	△0.1
0歳～14歳	4,029		3,116	△22.7	2,183	△29.9	1,676	△23.2	1,589	△5.2
15歳～64歳	6,379		5,803	△9.0	5,494	△5.3	5,524	0.5	5,456	△1.2
うち 15歳～29歳(a)	2,255		1,798	△20.3	1,729	△3.8	1,817	5.1	1,702	△6.3
65歳以上(b)	549		629	14.6	720	14.5	833	15.7	983	18.0
(a)/総数 若年者比率	20.6		18.8	—	20.6	—	22.6	—	21.2	—
(b)/総数 高齢者比率	5.0		6.6	—	8.6	—	10.4	—	12.3	—

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	7,920	△1.3	7,806	△1.4	7,546	△3.3	6,996	△7.3	6,671	△4.6
0歳～14歳	1,622	2.1	1,568	△3.3	1,326	△15.4	1,006	△24.1	772	△23.3
15歳～64歳	5,202	△4.7	4,898	△5.8	4,484	△8.5	4,057	△9.5	3,778	△6.9
うち 15歳～29歳 (a)	1,293	△24.0	1,093	△15.5	1,027	△6.0	960	△6.5	929	△3.2
65歳以上(b)	1,096	11.5	1,340	22.3	1,736	29.6	1,933	11.3	2,121	9.7
(a)/総数 若年者比率	16.3	—	14.0	—	13.6	—	13.7	—	13.9	—
(b)/総数 高齢者比率	13.8	—	17.2	—	23.0	—	27.6	—	31.8	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	6,164	△ 7.6	5,631	△ 8.6	5,007	△11.1
0歳～14歳	659	△14.6	596	△ 9.6	483	△19.0
15歳～64歳	3,445	△ 8.8	2,985	△13.4	2,421	△18.9
うち 15歳～29歳 (a)	750	△26.3	553	△19.3	391	△29.3
65歳以上(b)	2,060	△ 2.9	2,050	△ 0.5	2,103	2.6
(a)/総数 若年者比率	12.2	—	9.8	—	7.8	—
(b)/総数 高齢者比率	33.4	—	36.4	—	42.0	—

表 1-1 (2) 人口の見通し (趨勢人口と戦略人口)



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
趨勢人口	5,631	5,124	4,608	4,131	3,696	3,254	2,803	2,386	2,036	1,743
戦略人口	5,631	5,139	4,645	4,192	3,777	3,352	2,910	2,498	2,151	1,859

※趨勢人口：国立社会保障・人口問題研究所による人口推計
 戦略人口：舟形町総合戦略によって、町が目指す将来人口

② 産業の推移と動向

就業人口を産業別に見てみると、昭和40年における就業人口は4,397人で、第一次産業が63.2%、第二次産業が18.2%、第三次産業が18.5%という割合でした。その後、人口の減少とともに就業人口も減少が続き、令和2年と比較すると、就業人口総数は2,460人と44.0%減少、構成比率は第一次産業が19.2%、第二次産業が28.0%、第三次産業が52.8%で、第一次産業への従事者は平成12年までは減少していましたが、平成17年から令和2年まででわずかではあります伸びている状況です。第二次産業は平成12年までは就業者数の約4割を占めていましたが、平成12年以降は減少傾向となり、令和2年には就業者総数の3割以下まで減少しています。第三次産業は、平成27年に減少に転じましたが、平成27年から令和2年まで1.2%増加しており、就業者総数の52.8%となっています。また、平成12年以降は第三次産業が第二次産業を構成比で上回っています。

第一次産業人口・比率の減少は、従事している就業者のほとんどが農業で、過疎対策の一環として農業の生産基盤の整備が計画的に実施されたことにより、機械化農業を確立することができ、労働力の軽減化が図られたと同時に農業の兼業化の進行が要因としてあげられます。

第二次産業については、昭和48年、50年の誘致企業の操業などにより地元企業への雇用の増大が図られ就業者数は安定的に推移してきたが、平成20年頃のアメリカ経済の減速から景気が後退し町誘致企業が平成21年に撤退すると平成22年には就業者数が1,000人を割り込んでいます。一方で、社会経済の多様化により、多岐にわたる需要が生まれた第三次産業は拡大を見せ、構成比率とともに就業者も増加しました。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,991		人 4,397	% △1.9	人 4,257	% △3.2	人 4,114	% △3.4	人 3,963	% △3.7
第1次産業 就業人口比率	% 64.2		% 63.2	—	% 61.3	—	% 53.2	—	% 33.3	—
第2次産業 就業人口比率	% 22.3		% 18.2	—	% 17.4	—	% 22.8	—	% 36.0	—
第3次産業 就業人口比率	% 13.5		% 18.5	—	% 21.3	—	% 24.0	—	% 30.7	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,846	% △3.2	人 3,851	% 0.1	人 3,560	% △7.6	人 3,311	% △7.0	人 3,103	% △6.3
第1次産業 就業人口比率	% 30.7	—	% 24.0	—	% 18.3	—	% 15.0	—	% 17.4	—
第2次産業 就業人口比率	% 37.7	—	% 42.1	—	% 42.6	—	% 41.5	—	% 36.0	—
第3次産業 就業人口比率	% 31.6	—	% 33.9	—	% 39.1	—	% 43.5	—	% 46.6	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,857	% △7.9	人 2,717	% △4.9	人 2,460	% △4.9
第1次産業 就業人口比率	% 18.2	—	% 19.1	—	% 19.2	—
第2次産業 就業人口比率	% 31.1	—	% 30.3	—	% 28.0	—
第3次産業 就業人口比率	% 50.7	—	% 50.6	—	% 52.8	—

(3) 行財政の状況

舟形町は、町村合併促進法により、昭和29年12月1日に舟形村と堀内村が合併して、現在の舟形町が誕生しました。平成16年には新庄市との合併協議が持ち上がりましたが、住民投票による住民の意思により「協働のまちづくり」を目指して自立の道を歩むこととなりました。令和2年には、第7次舟形町総合発展計画がスタートし、住んでいる人が誇れるまちづくり「わくわく未来ふながた」を町の将来像としています。

本町を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、行政ニーズの多様化、技術革新の進展、自然災害の頻発と激甚化など日々刻々と変化しています。このような状況を踏まえ、町民の誰もが幸せを実感できる活力と魅力ある持続可能なまちづくりを進めるために、第7次舟形町総合発展計画で定めている6本のまちづくりの理念の柱を支える、長期的な視点に立った計画的な行財政運営が必要です。

そのためには、目まぐるしい変化に的確に対応できる「考える職員」「説明できる職員」の育成と効率的な組織体制の構築を進めていくことが重要です。

また、自主財源の乏しい本町では、国や県に対する依存度が高く、歳入の主なものは地方交付税、譲与税、国庫支出金・県支出金などで全体の約60%を占め、不足する財源は基金、及び町債などでまかなっています。自主財源の町税が減少傾向にあるため、ふるさと納税の拡大やクラウドファンディングなどを活用することで財源の確保に努め、持続可能な財政基盤を構築することが求められています。

これまで、少子高齢化社会に対応した保健医療の充実や、災害に対応した生活環境整備などの社会資本の整備を進めた結果、町債が拡大しているため、今後は経常事務の見直しと普通建設事業の重点化をしながら、限られた財源の有効利用と長期的な視点での社会資本の整備への対応が求められています。

町総合発展計画に掲げるまちの将来像の実現のためには、安心安全に住み続けられる地域の維持が重要で、定住人口の維持拡大に向けた取組みとして、町民の健康づくり、子育て支援対策、儲かる農業の推進、地域支援といった生活に密着したソフト事業が大変重要になっています。こうした事業への取組みにも有効に財源措置していく必要があります。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	4,224,358	5,832,670	6,939,810
一般財源	2,686,639	2,760,521	2,930,785
国庫支出金	375,182	313,152	1,604,012
都道府県支出金	312,539	631,989	348,243
地方債	410,100	419,300	886,200
うち過疎対策事業債	132,400	261,400	739,100
その他	439,898	1,707,708	1,170,570
歳出総額 B	4,030,181	5,562,244	6,652,432
義務的経費	1,499,393	1,426,636	1,408,736
投資的経費	608,335	1,057,315	1,784,414
うち普通建設事業	593,429	1,032,489	1,623,535
その他	1,922,453	3,078,293	3,459,282
過疎対策事業費	225,449	722,084	1,308,470
歳入歳出差引額 C (A-B)	194,177	270,426	287,378
翌年度に繰越すべき財源 D	25,462	16,195	26,609
実質収支 (C-D)	168,715	254,231	260,769
財政力指数	0.21	0.21	0.21
公債費負担比率	15.0	14.3	15.9
実質公債費比率	15.3	12.0	13.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	85.9	85.3	88.5
将来負担比率	103.4	49.6	1.4
地方債現在高	4,242,703	3,864,100	5,199,462

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	15.2	53.0	62.9	69.8	71.1
舗装率 (%)	18.3	57.1	66.9	75.7	93.2
農道					
延長 (m)	44,240	79,673	77,933	77,923	77,933
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	28.0	77.8	79.3	—	—
林道					
延長 (m)		7,150	15,922	16,492	16,492
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	4.0	7.8	12.3	—	—
水道普及率 (%)	97.9	99.1	99.5	99.4	99.5
水洗化率 (%)	—	—	41.9	89.4	92.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—
	—	6.0	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

町の持続的発展を図るための基本的方針は、自然的、社会的条件に応じた産業の振興を図り、就業の機会を確保するとともに、若者・子育て世代や移住者が定住しこの町で暮らすことができる住宅環境の整備のほか、すべての年代の住民が安全安心快適に暮らすことができる生活環境を整備、維持することにあります。過疎地域における課題の解決を図っていくには、既存施設・設備の長寿命化という視点を含めたハード面の整備も継続していく必要がありますが、医療・教育・交通手段といった住民生活の基盤となっているソフト面においても、多様化する住民ニーズに的確に対応した施策を充足させていく必要があります。

新たな過疎対策においては、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方や、都市と地方、あるいは複数の地域に生活拠点をもち、行き来しながら暮らす二拠点居住などで、豊かな自然環境のもと暮らすことができる過疎地域での生活が注目されてきていることを踏まえ、これまでの過疎対策の基本を維持しつつ、地域社会を担う人材の育成・確保やICTなどデジタル技術の活用、さらには、町総合発展計画にも掲げる、豊かな自然の恵みを生かした産業で地域の活力を生み出し、この地で生まれた伝統や文化を守り継承していくとともに、子どもから大人まで「住んでいる人が誇れるまちづくり」に取組み、町民誰もが幸せを実感しそして「わくわく」できる「わくわく未来ふながた」の創造に向けた基本的な考えに基づき、施策の推進を図ります。

また、舟形町総合戦略の理念は、過疎地域からの持続的発展を図ろうとする過疎方針や過疎計画に通じることから、当町総合戦略及び過疎計画に掲げた各種施策を着実に実行することにより、人口減少・少子高齢化社会を克服し、活力ある地域を今後も維持していけるよう取り組んでいきます。

① 移住・定住の促進

地方移住の関心が高まるなか、町ホームページへの情報掲載や冊子の作成、東京などの都市部で行う移住セミナーやオンラインセミナー等への参加により、町の移住・定住に関する情報発信を行なっていく必要があります。それに加えて、一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センターと連携し、移住を検討する方が相談できる相談窓口を設置し、移住・定住者数を増やす取組みを進めていきます。

また、「ふながたミライにつなげるプロジェクト」により、小中高校生を対象に、町の魅力や住みやすさ、地域の企業や職業を伝えることで、町で育った子どもたちが、大学等への進学により転出したとしても、将来「町に戻り定住する」ことが選択肢の一つとなるよう、子どものうちから継続的に取組みを行なっていくことが重要です。

② デジタル技術の活用

国は「地方創生2.0」を提唱し、一人ひとりが自分の夢を目指し、「楽しい」と思える地方をつくり、すべての人に安全と安心を保障し、希望と幸せを実感する社会を実現するとしています。

当町でも令和7年3月に「舟形町デジタル化推進計画2.0」を策定し、有効なデジタル技術について費用対効果をみながら選択・活用を進めることで、限られた職員数においても町民サービスを維持・向上させるための業務効率化や働き方改革を推進するとともに、町民の生活の利便性の向上や地域課題の解決につなげていきます。

③ 住民主体の地域づくりと担い手の育成・確保

少子高齢化による人口減少が進む過疎地域において、今後も自治組織としてコミュニティ機能を維持していくためには、住民一人ひとりが主体的に地域づくりに関わり、地域の課題の共有と解決に向けて取り組むことが重要です。平成29年度から町が取り組んでいる住民主体の地域づくりでは、令和7年度に全地区で「地域運営組織」が形成され、さらなる取組みの推進が期待されます。

さらには、地域づくりを担う次世代の人材を育成していくためには、子どものうちから地域を知り、郷土を愛する心を育むことが大切です。

また、地域おこし協力隊や地域活性化起業人などの外部の人材も最大限に活用しながら、地域の課題を共有し、解決に向け地域と行政が一体となった地域づくりを行なっていくことが重要です。

④ 再生可能エネルギーの推進

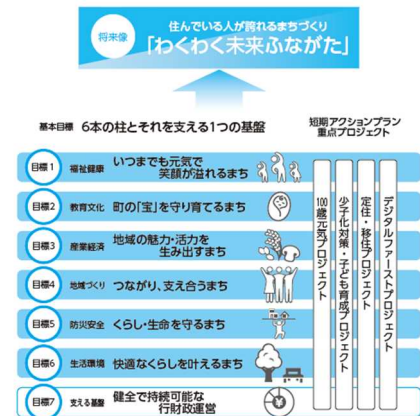
当町では、これまで雪冷房システムや、大地熱融雪システムの研究に取り組むとともに、町有施設や町営住宅への導入に取り組んできました。さらに、令和5年に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「舟形町ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、令和8年3月に地球温暖化対策区域施策編を策定しました。

また、一般住宅や町内事業所への再生可能エネルギー設備への補助金の交付により導入促進にあたってきました。今後もこの取組みを継続するとともに、最上地域全体で推進している木質バイオマスエネルギーの熱利用をはじめとして、広く未利用のエネルギー資源の利活用について取組みを推進し、環境保全や安全安心な地域づくりに努めていくことが重要です。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針を基に、目指すべき将来の方向性を踏まえ、町の将来像の実現に向けた7つの基本目標とし、実現を目指します。

- 目標1 いつまでも元気で笑顔が溢れるまち
- 目標2 町の「宝」を守り育てるまち
- 目標3 地域の魅力・活力を生み出すまち
- 目標4 つながり、支え合うまち
- 目標5 暮らし・生命を守るまち
- 目標6 快適なくらしを叶えるまち
- 目標7 健全で持続可能な行財政運営



本町の人口は昭和30年以降人口減少が続いています。

従前は、日本の高度経済成長の流れで、地方から首都圏等への人口移動ということで、転出者が多く出ていましたが、近年は「少子高齢化」という人口構造上の問題が大きくなり、人口減少に拍車をかけています。人口減少を少しでも抑制し、より活力ある持続可能なまちづくりをしていくために次の考え方を基本とします。

[1] 出生数減少の抑制

出会い・結婚・出産・子育てというそれぞれのライフステージに対応したきめ細かい支援体制を充実し、出生数を少しでも増やしていく対策を講じます。

[2] 住宅のまち・舟形の環境整備

周辺地域との広域連携により、子育て世代の世帯などに「住む場」として選んでいただけるような、本町の自然・歴史・文化といったような地域資源を最大限生かした落ち着いたある住環境の形成に努めます。

[3] 移住者（UJIターン）の受け入れの促進

進学、就職、結婚等により転出した方がライフステージの転換期に舟形に帰ってきてやすい環境を作ります。また、新たな就農者対策等を充実し、若者を中心とした移住者が本町で活躍できる場と仕組みづくりを推進します。

【人口に関する目標】

2030年における総人口 4,192人(2020年10月現在5,007人)

【財政力に関する目標】

2030年実質公債費比率 16%未満

(6) 計画の達成状況の評価

項目ごとに、関連する施策を設定(Plan)し、施策等の実施(Do)による地域の持続的発展のための基本目標の達成状況や施策の進捗状況及び効果を、人口の推移や財政状況などの数値と突合しながら評価・検証(Check)を、毎年総合戦略推進本部会議等により行い、評価結果については、町ホームページで公表するとともに、舟形町過疎地域持続的発展計画が実行性のある計画として常に機能し続けるよう、必要に応じ施策等の内容を見直しながら、予算編成などに反映(Action)することにより、計画に沿った施策等の効果的な推進を図ります。

(7) 計画の期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5ヵ年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における施設整備においては、舟形町公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)の基本方針との整合を図り、人口推計や地域での役割などを勘案しながら、長期的な展望から、公共施設を建築系公共施設とインフラ系公共施設(土木系施設、企業会計施設)に大別した上で検討を行い、次の視点から過疎対策における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

[1] 建築系公共施設

1 新規整備について

長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、既存施設の有効活用を図ります。

新規整備は原則として行わないものとし、新規建設等が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果を考慮して行います。

老年人口、年少人口比率の変化に対応し公共施設の適正化を図ります。

2 施設の更新(建て替え)について

施設の統合・整理や遊休施設の活用など、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ施設総量を縮減します。複合施設においては、管理・運営についてもPPP/PFIを活用しデータの一元管理を図ります。施設の複合化により空いた土地は、有効活用又は処分を促進します。

3 施設総量(総床面積)について

更新の際は、統合を検討し複合施設とすることで施設総量を減らすことを検討します。

利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統廃合も検討します。

4 施設コストの維持管理、運営コストについて

運営については指定管理の利用や地域住民による維持管理協力等、民間の活用を促進します。

PPP/PFI など民間の力の活用を促進しながら施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

[2] インフラ系公共施設

1 現状の投資額（一般財源）について

現状の投資額（一般財源）を予算総額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施します。

優先順位の設定等により、予算総額の縮減に合わせた投資額を設定します。

2 ライフサイクルコストについて

維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストを縮減します。PPP/PFI など、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減します。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）とは事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法です。

※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：建設、維持管理及び運営に、民間の資金を活用）とは国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法です。

※ライフサイクルコスト（LCC）とは建物では計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額を「建物のライフサイクルコスト」といいます。

設計費が全体に占める比率は小さいですが、計画・設計の内容はその後のランニングコストに大きく影響します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

少子化や転出超過などから人口が年々減少しており、舟形町の活力を高める今後のまちづくりにおいては、人口減少問題への対策が喫緊の課題となっています。

転出の多くは、大学などへの進学や町外企業への就職によるものと、結婚後に住む住宅を求めたことによるもの、老後の冬期間の雪処理が困難となり降雪のない地域への転出や町外にいる子どものところに行ってしまうことによるものと思われます。転出者を抑制する必要があるものの、若者の進学や就職等を抑制することはできないことから、大変難しい課題となっています。

転出者の多くを占める若者の流出を抑えることは難しいため、進学で町を離れた人が戻ってくるような取組みや移住希望者を呼び込むための施策など、転入者が増加する取組みが必要となっています。

② 地域間交流

舟形町は、昭和48年から東京都港区の小学校と児童交流を開始して以来、現在は世田谷区の小学校と交流を続けています。交流は、夏には世田谷区の子どもたちを舟形町に迎え、秋には舟形町の子どもが世田谷区へ行って交流しており、都会と田舎の生活の違いなど、自分が住んでいるところでは行っていない習慣などを学んだり、自分の住んでいる町の良さを改めて認識できる事業となっています。令和7年度からは、児童数の兼ね合いなどで、世田谷区立山崎小学校と舟形小学校2校交流となり、新たなスタートを切りました。

一方で、港区および世田谷区は、自治体間の交流が行われており、港区については、舟形町、港区、町商工会、東麻布商店会による4者間協定の締結、世田谷区については、世田谷区との交流自治体間で構成される自治体間連携フォーラムを開催するなど、交流が推進されています。

③ 地域社会の担い手となる人材育成

舟形町は、35の町内会から成り、それぞれの町内会において、その地域に住む住民同士が助け合い協力し合う住みよい地域社会を築いてきました。しかし、少子高齢化や生活様式の多様化の影響により、地域の連帯感や人間関係が希薄になり、町内会活動への参加者の減少や固定化、リーダーの担い手不足などにより、町内会の運営が困難となっている町内会も出てきています。

産業においては、第一次産業では、65歳以上の高齢者の従事者数の割合が4割以上となっており、第一次産業の従事者の高齢化が顕著となっています。

また、第三次産業においては、商工事業者の後継者不足が顕著となっています。

す。

舟形町の持続的発展には、様々な分野の人材の発掘および人材の育成を行う必要があります。

(2) その対策

① 移住・定住

転出の要因の多くが、進学や就職、または冬期間の雪処理に対する懸念となっていることから、その対策として、U J I ターンを考えている方への住環境や就業への支援に加え、子どもたちに町の魅力を伝えることが必要です。空き家バンク利用による定住促進や民間事業者による賃貸住宅建設支援、克雪住宅等の整備に対しての助成を行い、また、町で育った子どもたちが将来住む場所を考える際の選択肢のひとつに舟形町を挙げてもらえるように、小中学生に対して、職業体験やインターンシップにより、地域の仕事を体験し魅力を知ってもらえる機会を創出します。加えて、地域おこし協力隊の定住支援や、大学生等のU J I ターンについても就職活動に係る経費の一部を支援するなど、移住・定住を促進していきます。

② 地域間交流

人口が年々減少していく状況において、人口減少対策と同時に地域間の交流による地域の活性化が求められています。地域間交流により生じてくる交流人口及び関係人口の増は、移住・定住へのきっかけにもなり、また、地域の持続的発展には欠かせないものです。これまで交流を行ってきた東京都港区及び世田谷区との交流を継続し、互いに補完しあう関係性を築き上げる必要があります。そのためには、港区との4者間協定を基にした物産販売やアウトドア体験ツアーの受け入れ及び世田谷区との児童交流や自治体間連携を継続していきます。加えて、民間事業者による交流に支援を行うことにより、地域間交流を促進していきます。

③ 地域社会の担い手となる人材育成

地域社会の担い手となる人材の育成は、人口が減少し、少子・高齢化が年々進む状況においては大きな課題です。地域運営組織の構築による町内会長をはじめとしたリーダーの育成や、魅力ある農業を目指した展開と支援による農業者の担い手育成と確保、町小規模企業振興基本条例に基づいた各種支援策による商業者の後継者育成、各種ボランティア・NPOの育成や構築の支援を行い、地域社会の担い手となる人材の育成を行なってまいります。

さらに、令和6年4月に開学した東北農林専門職大学について、県と連携し、町と地域が取り組める支援を実施し、学生や教職員等の本町への居住や町イベントへの参加、情報発信等により、町民の進学・就農による若者定着及び担い手

増加を目指してまいります。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（K P I）	現状値（R 6 年度末）	目標値（R 1 2 年度末）
魅力ある学校づくり調査「舟形が好きだ」	小 4…78.3% 中 1…52.0% 小 5…68.7% 中 2…41.1% 小 6…45.1% 中 3…33.3%	小 4…97.5% 中 1…92.5% 小 5…94.0% 中 2…88.5% 小 6…94.0% 中 3…85.0%
合計特殊出生率	1.37	1.70
施設来場者数	236,000 人／年	250,000 人／年
魅力ある学校づくり調査「将来、舟形に住みたい」	中 1-12.0% 中 2-11.7% 中 3-7.6%	中 1～3-35%

（３）事業計画（令和 8 年度～ 1 2 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	都市交流事業	町	
		雪交流事業	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

定住住宅など「移住・定住・地域間交流の促進、人事育成」の区分における公共施設については、移住・定住の推進に必要な公共施設で、個々の施設等の現況及び利用状況を踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の更新、修繕、統廃合、長寿命化などを計画的に推進していきます。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林水産業（農業、林業、内水面漁業）

農業は舟形町の基幹産業で、農山村は水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農林水産物の供給の機能のほか、多面にわたる機能も兼ね備えています。

農林水産業従事者の高齢化や後継者の減少から従来通りの経営の継続が危ぶまれ、農用地及び林地の維持、保全が難しくなっています。

ア 農業

農業者の高齢化や後継者不足により、農業の衰退が懸念されることから、意欲ある担い手の育成・確保が重要になっています。

米については、令和7年に米価が急騰したものの、短期的には需要に対する過剰な供給量と、長期的には国民の高齢化や人口減により、国内需要が減少することで、産地間競争が激しくなり、価格の下落が懸念されます。そのため、園芸を取り入れた経営の複合化により経営を安定させることが必要となってきます。また、農業者の減少により、労働力が不足するため、スマート農業の導入や、農地の基盤整備による大区画化をはじめとした効率的な農業を進めていくことが課題となっています。

イ 林業

当町の林野面積は、8,554haで町土全体の約72%を占めており、人工林率は44%となっています。また、11齢級以上の人工林が959haとなり、伐期を迎える林分も多く存していることから適切な森林経営管理が必要です。

その一方で、当町の1筆当たりの森林面積は零細で、1ha以上かつ60年生の森林は96.61haしかなく全体の約1.1%です。そのため、収益性を確保した森林経営を行うためには団地化が必要な状況にあります。木材価格の低迷等により、森林所有者の経営意欲の低下が課題となっています。

ウ 内水面漁業

町の中心部を流れる最上小国川は、鮎を中心に鮭、ハヤなどの天然資源の宝庫です。加えて、鮎釣りの全国大会がシーズン中に何度も開催されるなど、県内外から多くの太公望でにぎわっています。

毎年、町内にある鮎中間育成施設において飼育された鮎が川に放流されますが、長期間の使用により施設及び設備の改修が必要となっています。また、小国川漁業協同組合の鮎及び鮭の飼育関係者の高齢化が進んできており、後継者

の育成が課題となっています。

② 商工業（工業・企業誘致、商業）

ア 工業

急速に進む人口減少に伴い、労働人口が減少し、いずれの産業においても人材確保が課題となっています。今後更に人手不足が深刻な課題となることが見込まれるため、生産性を向上させなければ人材確保や事業の維持・発展が滞り、事業所数や従業員数の減少に拍車がかかることが懸念されます。

イ 企業誘致

企業誘致に関しては町内への立地にこだわらず、通勤圏の工業団地との連携を視野に入れながら、雇用の確保を第一に進めていく必要があります。

ウ 商業

隣接する市等の郊外型大型商業施設への購買力の流出に歯止めが効かず、高齢化や人口減少、後継者不足の影響もあり、町内の商店の閉店が進んでいます。

当町の商業においては、個別の売上げ及び経営管理力向上のための自助努力に加え、生活に密着した商店としての価値向上及び利用者の利便を考慮したビジョン形成が重要です。また、今後も人口が減少することが見込まれており、町内での消費も低下していくことが懸念されます。これらを踏まえ、新たな投資に踏み切れない事業者があると考えられます。

③ 観光

現在、「観光」から、人との交流や体験を通して町で余暇を過ごす「交流」へと方針をシフトし、町として交流人口に加え関係人口の拡大を進めています。

本町の観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に大幅な減少となりました。令和4年度から回復傾向にあるものの、令和元年度の水準までには回復していない現状です。また、町内で個人旅行者に対応可能な宿泊施設は、令和7年現在、あゆっこ村内のコテージしかなく、旅行者のほとんどが日帰りでの来町となっていることが課題です。加えて、取組みを進める上でインバウンド対応を含めた多様な交流をコーディネートし、地域と結び付ける人材が不足していることが課題です。

また、西ノ前遺跡から出土した縄文土偶「縄文の女神」が平成24年に国宝指定されて以来、出土地周辺の整備や各種企画の実施等、縄文の女神を核とした取組みを進めていますが、町の宝としての意識の醸成と、全国への情報発信が不足しています。各種地域資源の情報発信にあたっては、自治体間競争が高まる中、本町の関する情報に興味を持ってもらうためには町の魅力や特色ある事業を的確に伝える必要があり、情報発信力の強化が求められている現状にあります。

(2) その対策

① 農林水産業（農業、林業、内水面漁業）

農林水産業の持続的発展のためには、担い手の確保や協力参画する者の確保が欠かせません。農林水産業のいずれにおいても、従事者が減少し、厳しい状況ではありますが、魅力ある産業にしていくため、儲かる農林水産業を目指し取り組んでいきます。特に農業においては、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用しながら、農業者だけではなく、地域住民も参画した農業・農村の維持を行なっていきます。以下の具体的な対策により農林水産業の振興を図り、人口流出を最小限に止め増加に転じることで、過疎からの脱却を目指していきます。

ア 農業

儲かる農業を実現し、農業が魅力ある産業として成長していくために、国、県の補助事業を活用し、また、国、県の事業に該当しないものは町の事業も活用しながら、きめ細やかな支援を行い農業の振興を図っていきます。意欲ある担い手に、農地の集積を進めながら、効率的な営農を進めていきます。併せて圃場整備も進めながら、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用したスマート農業を導入し、規模拡大、コスト削減、労働力不足解消に努めた農業経営を進めていきます。

また、町の重点振興作物を中心に園芸の振興、水稻経営との複合化を推進し、経営の安定化、産地化を進めていきます。

さらに、令和6年4月に開学した東北農林専門職大学について、県と連携し、町と地域が取り組める支援を実施し、学生や教職員等の本町への居住や町イベントへの参加、情報発信等により、町内農業者への好影響や当町での就農による新規就農者の増加を目指していきます。

イ 林業

森林は、木材生産の場だけでなく、水源涵養や土砂流出防止等の多面的機能を有しています。そのため、山形県が提唱する「やまがた森林ノミクス」、つまり、「伐って、植えて、育てる」循環型の林業に取り組む必要があります。この取組みを推進するために、平成31年度より森林経営管理法が施行され、森林環境譲与税が譲与されました。当町の豊富な森林資源を有効活用し、森林経営を適正し推進するため、この譲与税を活用することで、林道等のインフラ整備や管理を行うとともに、森林の計画的な生産拡大を推進し、“儲かる林業”の実現を目指していきます。今後は、森林経営管理法に基づく新たな森林管理制度を進めるため、森林所有者に対し経営管理意向調査を実施し、団地化を推進し、森林整備を促進する必要があります。

また、小中学校において、森林体験学習を実施し、森林の持つ多面的機能の理解や重要性について学び、将来の林業の担い手の育成、確保を図ります。

ウ 内水面漁業

鮎の中間育成、鮭の採捕及びふ化・飼育業務の担い手の育成が急務となっています。また、漁業協同組合においては、経営の維持・発展のため、収入源の確保が必要となっており、新たな加工食品等の特産品の開発が必要となっています。そのため、観光及び商工業の関係団体と連携を図りながら、取組みの支援等を進めていきます。一方で、最上小国川流域全体の振興を推進するため、新たに最上小国川清流未来振興計画を策定し、自然と生活が築いてきた魅力や価値、伝統を継承し、地域資源の新たな魅力と地域文化を創造することとしています。

② 商工業（工業・企業誘致、商業）

ア 工業

小・中・高校生を対象に、地元企業を知ってもらう取組みとして職業体験・インターンシップ等を行ない、大学生等に対しては、U J I ターン受入れ支援として就転職活動交通費補助や有償インターンシップ支援を行なっていきます。

また、企業に対しては、若者に自社の魅力を効果的に伝えられるよう近隣市町村と協力した研修会等の開催や、町で生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定し、企業の生産性向上に取り組んでいきます。

イ 企業誘致

企業誘致については、町内への誘致活動は継続し、通勤圏内となっている新庄市中核工業団地への誘致を目的とした新庄中核工業団地企業誘致促進協議会の活動を中心に誘致に取り組みつつ、町内の起業を目指す方を支援します。

ウ 商業

舟形町小規模企業振興基本条例（令和2年4月1日施行）に基づき、事業者に対しては、維持・発展につながる各種補助金や優遇措置を講じながら支援を行なっていきます。その中で、創業等に対しては、相談や補助金などの支援により創業しやすい環境づくりに取組み、勤労者に対しては、安心して生活できる環境の整備に取り組めます。

また、もがみ南部商工会と連携し、商店等の維持及び事業承継の相談・支援に取組み、町外への販売を促進するため、マーケティングやSNS等の研修を行い、競争力強化を図っていきます。

③ 観光

本町の「自然（景観）」「文化・史跡」「食」「行事・イベント」等の地域資源に

「人」を加え、交流の促進と交流・関係人口の増加を図り、地域の活性化を目指すとともに、地域住民が主体となって実施してきた都市等からの受入事業や、都市等での物販交流事業に継続して取り組んでいきます。

また、鮎釣り文化を継承し、釣り人の誘客につなげながら、特産品の鮎を全国にPRするために「ふながた若鮎まつり」を中心とした事業企画を展開していきます。ワーケーションの推進や地域資源の磨き上げを行うことにより、日帰り訪問から宿泊等を含めた長期の地域滞在型へ転換を進めることにより交流・関係人口を増加させます。国宝土偶「縄文の女神」関連商品の開発及び製作をし、他の地域資源と連携しながら、インバウンドを含めた旅行者をターゲットとしたイベント情報、施設情報等を戦略的に広報し、本町の魅力を発信していくとともに、他市町村と連携した広域的観光を視野に入れた整備を図っていきます。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（R6年度末）	目標値（R12年度末）
認定新規就農者数	10人	現状維持
町ホームページアクセス数	778,781件/年	800,000件/年

（3）事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(3)経営近代化施設 農業	県営三光堰西地区農地整備事業負担金事業	県	負担
		県営桧原地区農地整備事業負担金事業	県	負担
		県営沖の原地区農地整備事業負担金事業	県	負担
		県営紫山向山地区農地整備事業負担金事業	県	負担
		県営大堰地区防災減災事業	県	負担
		裏の山揚水機場改修事業	町	
		大平揚水機場送水管改修事業	町	
		松山地区農業用施設改修事業	町	
		ホーヤ沢揚水機場改修事業	町	
		白山地区農業用施設改修事業	町	
		第一原田山地区農業用施設改修事業	町	
		三光堰改修事業	町	
	水産業	鮎中間育成施設改修事業	町	
		サケふ化場井戸整備事業	町	

	(9) 観光又はレクリエーション	農林漁業体験実習館改修事業	町		
		歴史民俗資料館改修事業	町		
		舟形若あゆ温泉改修事業	町		
		あゆっこ村改修事業	町		
		観光物産センター改修事業	町		
		河川公園改修事業	町		
		堀内交流広場整備事業	町		
		多目的公園改修事業	町		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業	中山間地域等直接支払交付金事業	町	
			多面的機能支払交付金事業	町	
		商工業・6次産業化	商工業活性化事業	町	
			農林水産物加工施設運営費補助事業	町	
			起業支援補助金交付事業	町	
		観光	観光物産センター業務委託事業	町	
			舟形若あゆ温泉管理委託事業	町	
			農林漁業体験実習館管理委託事業	町	
			ふながた若鮎まつり事業	町	
		その他	資格取得補助金交付事業	町	

(4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域	業種	計画期間	事業内容	備考
町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	上記(2)その対策、(3)事業計画のとおり	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光、レクリエーション施設など、「産業の振興」区分における公共施設については、地域振興の活性化、交流の拡大を目的として整備されており、観光振興にとって必要な公共施設で、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の更新・修繕・統廃合・長寿命化などを計画的に推進していきます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年住民の日常生活における情報化が急速に進展しており、スマートフォン、タブレット端末等が広く普及し、インターネットは情報収集かつコミュニケーションツールとして生活に密着したものになっています。行政においても、高度・多様化する行政需要に対応するため、デジタルを活用した施策の展開が必須です。今後、少子高齢化並びに人口減少が進み、労働力不足が進むことが懸念されている中、AIやロボティクスを活用し、十分な機能を発揮できる仕組みを備えた自治体に変革するとともに、働き方については、「自治体DX計画」において、自治体の業務プロセスの見直し、人材育成、テレワーク導入などが推奨されており、職員一人ひとりの多様な働き方を実現するとともに、デジタルを活用した行政サービスを行なっていくことが求められています。

また、子どもたちがデジタル技術を主体的に活用していくためには、情報を選択、加工、発信できる情報活用能力を高めることが一層重要になります。

(2) その対策

令和7年3月に「舟形町デジタル化推進計画2.0」を策定し、本町において有効なデジタル技術について、費用対効果を踏まえながら選択・活用を進めます。あわせて、限られた職員数の下においても業務の効率化及び働き方改革を推進し、町民サービスの利便性の維持・向上を図ることで、地域課題の解決につなげます。

これまで整備してきた光ファイバ網をはじめとした既存の情報通信基盤等を有効活用するとともに、最新技術を柔軟に導入し、町民生活の利便性・安全性の向上及び地域活性化につなげます。具体的には、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化等を通じた行政サービスのデジタル化を推進するとともに、ホームページの充実及びソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の効果的な活用等により情報発信を強化します。さらに、AI等活用の検討を進め、「先進的な少数社会に向けたデジタル化の推進」に取り組み、子どもから高齢者まで、誰もが恩恵を受けられる行政サービスの情報化を推進します。

加えて、子どもたちの情報活用能力の普及啓発及び学習機会の充実を図るとともに、情報セキュリティ及び情報モラルの向上等、安心してデジタル技術を利用できる環境づくりを進めます。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（R6年度末）	目標値（R12年度末）
キャッシュレス決済等の件数	2件	6件

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ブロードバンド施設	光ファイバ整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、総合管理計画の基本方針に基づき整合性を図りながら、人口推計や地域での役割などを勘案し、長期的な展望から検討を行い、次の視点から過疎対策における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

道路は、町民の日常生活や社会生活、経済活動を支えており、多彩な空間機能を有する公共施設でもあります。

舟形町の道路網は、庄内・内陸さらに宮城県北部を結ぶ交通の要衝となっている高規格道路と国道を大動脈に、主要地方道4路線（新庄次年子村山線・大石田畑線・新庄舟形線・舟形大蔵線）と一般県道3路線、町道201路線が有機的に結びつき、町民の日常生活や経済活動を支えています。

町道の整備状況は、令和6年度末で、規格改良率71.4%、規格改良済み路線の舗装率93.3%と着実に整備が図られていますが、地域住民からの道路改良・整備を望む声は依然として強いことから、今後も計画的に道路整備を推進するとともに、道路の長寿命化対策を図っていく必要があります。また、冬期間には町道及び生活道路等の除雪体制の充実強化を図り、安全な交通網の確保を図っていく必要があります。

農道の多くは、機械化が進んでいなかった時期に開設されたものが多く、幅員が狭く、農作業車の運行や大型農業機械利用の効率は悪い状況です。現在計画されている農業基盤整備と合わせ、農村集落間を結ぶ生活道路として、改良・維持補修の取組みが不可欠です。

森林面積率が約71%と高い当町には5本の林道があり、森林資源の保有、利用の効率化を図るためにその機能の維持が不可欠です。このため、今後も林道整備事業を維持推進していく必要があります。

② 交通

町の公共交通機関としては、鉄道とバスでしたが、かねてより厳しい経営状況にあった町営バスを廃止し、平成30年度より、タクシー運営会社を運行主体とする舟形町デマンド型乗合タクシーを、全町において運行しています。自宅の玄関先まで迎えに来てくれるとともに、予約システムの導入により1時間前までの予約で乗車できるため、高齢者は利用しやすくなったとの声がある一方、鉄道ダイヤへの接続する時間帯の設定やドライバーの確保などの課題があります。

また、高齢化が進み、高齢者の免許返納や高齢者世帯が増加しており、今後さらに、高齢者の通院や買い物等の様々なニーズに対応した運行の確保が大きな課題となっています。一方、山形新幹線新庄延伸や東北中央自動車道の延伸など、高速交通網の整備は着実に進んでいます。今後は、山形新幹線との接続改善などによる幹線鉄道の利便性の向上を図り、また、沖の原地区に設けられ

た東北中央自動車道の舟形インターチェンジの地の利を活かして、舟形町の活性化に結び付けていくことが今後の大きな課題です。

(2) その対策

① 道路

当町の産業振興と防災、安全対策を図るため、東北中央自動車道の早期完成を促進するとともに、国道、県道、町道、農林道等の整備について引き続き促進していきます。

また、隣接する市町村や広域交通ネットワークの道路機能をさらに効率的に発展させるため、道路体系の検討や維持管理、改良、舗装等を計画的に整備するとともに、住環境整備を視野に入れた計画的な道路整備により、地域活性化や定住対策を加速させていきます。

冬期間においても安全に道路を利用できるように、除雪体制の充実を図るとともに、命と暮らしを守るために高齢化社会に対応したインフラ整備に努めていきます。

昨今の自然災害の激甚化が多く発生している中で、町民の安全安心な生活を守るための道路を計画的に整備していきます。

② 交通

タクシー運営会社と連携し、デマンド型乗合タクシーの便数の増加や便の運行時間帯など、利便性の向上の検討を行い、利用しやすい車両の確保等、高齢者の移動手段として定着を図っていきます。それに加え、高齢者の免許返納が増加に伴い、今後更に、高齢者等の通院や買い物等の様々なニーズに対応した運行の確保が課題となってきますが、その対策として、無人自動運転移動サービスの実施に向けた検証等を行なっていきます。

また、山形県地域公共交通活性化協議会にも参画し、山形県地域公共交通計画に基づき、県や国と連携し、地域公共交通の確保維持に努めます。

山形新幹線や東北中央自動車道の延伸など、高速交通網の整備が進むなか、生活に密着した幹線鉄道（在来線）の整備及び新幹線との接続強化、鉄道利用の拡大等を、県や市町村、県内各種経済団体等と推進し、生活者の足の確保に務めていきます。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（R6年度末）	目標値（R12年度末）
デマンド型乗合タクシーの運行の継続	—	現状維持
道路延長	128,485m	129,685m

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の設備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	県道負担金事業	県	負担
		町道福寿野岡矢場線道路改良事業	町	
		町道紫山内山線道路改良事業	町	
		町道舟形一の関線歩道整備事業	町	
		道路舗装長寿命化修繕事業	町	
		町道舟形一号線流雪溝等整備事業	町	
		町道一の関若あゆ大平線トンネル長寿命化事業	町	
		町道堀内川端線道路改良事業	町	
		町道舟形一の関線道路改良事業	町	
		町道長尾幅線道路改良事業	町	
		町道折渡桧原線道路改良事業	町	
		町道野東長沢停車場線道路改良事業	町	
		町道大平四号線道路改良事業	町	
		町道野谷地前線道路改良事業	町	
		町道富田上宿線道路改良事業	町	
		町道富田幅線道路改良事業	町	
		町道舟形太郎野線道路改良事業	町	
		町道太郎野富田線道路改良事業	町	
		町道一の関若あゆ大平線道路改良事業	町	
		町道内山長尾線道路改良事業	町	
		町道長沢二号線道路改良事業	町	
		町道内山一号線道路改良事業	町	
		町道内山長沢駅線道路改良事業	町	
町道猿羽根山線道路改良事業	町			
町道沖の原長者原線道路改良事業	町			
町道舟形平沢長沢線道路改良事業	町			
町道経壇原裏の山舟形線道路改良事業	町			

	橋りょう	町道真木野実栗屋線道路改良事業	町	
		町道洲崎山家真木野線道路改良事業	町	
		町道真木野後山線道路改良事業	町	
		町道西又次年子線道路改良事業	町	
		町道新設改良事業(定住促進団地内)	町	
		町道舟形一の関線消雪設備改修事業	町	
		町道舟形停車場線消雪設備改修事業	町	
		町道紫山向山線道路改良事業	町	
		町道根渡ホーヤ沢線道路改良事業	町	
		町道新庄舟形線道路改良事業	町	
		町道富田裏宿線道路改良事業	町	
		町道舟形三号線道路改良事業	町	
		町道福寿野馬形線道路改良事業	町	
		町道沖の原柏木山線道路改良事業	町	
		町道堀内小学校二号線道路改良事業	町	
		橋りょう長寿命化修繕事業	町	
	(8) 道路整備機械等	除雪機械購入事業	町	
		除雪機械格納庫整備事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	交通施設維持	デマンド型乗合タクシー運行補助金事業	町	
	デマンド型乗合タクシー運行車両取得支援事業	町		
その他	高齢者及び障がい者福祉タクシー事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路や橋梁、道路除雪機械など、「交通施設の設備、交通手段の確保」区分における公共施設については、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として重要な役割を担っていることから、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の管理・修繕・更新などを計画的に推進していきます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道・下水処理施設

町の水道用水は、全量最上小国川の伏流水を資源とし、町内の全世帯や公共施設・企業へ安全で安定的な供給を行なっています。令和6年度の水道普及率は99.7%、水洗化率（単独浄化槽含む）は93.1%と高い水準となっています。また、下水処理施設については、それぞれの集落の位置・地形に適応した公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及により快適な生活環境を維持しています。これらの施設は、河川の水質保全・汚濁防止へとつながり、安全で文化的な生活のために不可欠となっています。

一方、水道及び下水道処理施設の老朽化が進行しており、長寿命化を図るための計画的な改修整備が必要です。

また、人口減少に比例して年々水需要が減少し、水道企業会計、下水道事業会計がともにひっ迫している状況となっています。

② 廃棄物処理

当町は最上地域8市町村で一部事務組合を組織し、ごみ処理等廃棄物処理業務を共同で行なっています。

ごみの減量化による可燃物焼却施設の延命化、そして、ごみの量に応じて徴収される負担金の軽減を図るため、町内の衛生組合長を中心に、リサイクルやごみ減量化の啓発を行なっていますが、人口の減少により収集されるごみの量は減っていますが、一人当たりのごみの排出量は横ばいになっています。ごみの収集運搬は、町内唯一の事業者により行われており、後継者問題、町内業者の育成という観点から、車両更新時の負担軽減が課題です。

③ 火葬場

うど山斎場は、当町と隣接する大蔵村との共同斎場として設置、運営しています。平成2年の運用開始から30年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況です。最上地域すべてを管轄する施設の整備を検討しましたが、各自治体の調整がつかず、広域による施設整備は難しい状況のため、既存の施設を可能な限り利用できる方法を調査し、その検証結果を基に適切な運営管理について大蔵村と協議しながら進めていく必要があります。また、住民の円滑な利用を妨げることのないよう、計画的な改修工事が必要となっています。

④ 消防・防災

消防は、災害から町民の生命、財産を守るため組織・装備の両面にわたり整備を推進しています。今日では、消防活動を中心に防災、救助など全町にわた

り活動を行なっています。消防組織としては、常備消防再編の一環として当町と大蔵村の分署が統合し、平成22年4月から、消防救急業務を管轄する「最上広域消防署南支署」が設置されました。

当町では、非常備消防としては、7分団・22部で消防団が組織化されています。

消防団については、他に生業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて、地域の安心・安全の確保のために活動しており、地域防災の中核的存在を担っています。しかしながら、少子高齢化や核家族化、生活形態の変化により、火災や災害発生時など、緊急時における出動体制と団員の確保、老朽化した小型ポンプ車や消火栓、防火水槽等の消防用施設の更新等が課題となっておりますが、消防水利修繕計画等に基づき施設の更新等を実施しています。

こうした状況に対応するため、消防団活動の多様化を踏まえ、女性消防団を結成しており、女性の持つ能力を生かし、平時の防火啓発活動など地域に密着した活動を展開しています。また、消防団員が減少している中、災害時の即応力を高めるため、新たに予備消防団を組織し、非常時の人員確保体制を強化しています。

さらに、地域における自主的な防災活動の担い手として町内会単位で自主防災組織の結成が進んでおり、自主防災組織率97%と高い水準に達しています。今後は、全町内会での組織化の完了とともに、高齢者世帯や一人暮らし世帯への支援体制を含め、組織の育成・強化をさらに進める必要があります。

また、令和3年3月に「舟形町防災センター」を整備しました。災害等による緊急時の消防防災活動拠点として、災害の情報を総合的に把握し、災害時の緊急対策を決定するための災害対策の拠点として機能することを目的し整備したものです。

なお、地域間での災害時の取組みとして、東京都港区や宮城県大郷町と「災時相互援助に関する協定」を締結しています。

⑤ 住宅

町民の住宅に対するニーズは、ますます多様化・高度化しており、居住環境の快適性を確保することは、定住を促進するひとつの大きな要因と考えます。

町民の多様な住宅需要に対応できる良質な住宅地の確保と提供の立ち遅れは、町外への転出、移転・新築などを誘引し、人口の減少に拍車をかける一因ともなっていました。

しかし、西堀地区や堀内地区、ハリヨ地区の住宅地整備により子育て・若者向け住宅、さらには、移住定住促進住宅も整備され、ある程度人口流出の歯止めにも効果が出てきています。

平成30年度に民間アパート建設に対する補助制度を新設し、令和7年度末時点で4棟、14世帯の住環境整備に支援を行ってきました。また、山形県立東北農林専門職大学の学生・教職員の住環境として5棟、48世帯の住環境整

備に支援を行う計画が進行中で、町外からの移住者も増えました。引き続き民間事業者によるアパート建設参入促進に取り組むとともに、住宅用地の計画整備を検討しながら、定住人口の確保に努める必要があります。

また、近年の人口減少や高齢化に伴って空き家が増加しており、利活用と除却の両面からの対策を実施し、安全な町民生活に危害が及ばないように、適切に対応していく必要があります。

⑥ 克雪・利雪

高齢化により住宅の除雪作業が負担・困難になっている世帯が増えています。

また、人口減少や高齢化により家庭や地域で共に支え合う機能が弱体化し、地域住民が協働で取り組む雪対策の取組みや、雪対策の担い手が減少していることが課題となっています。

そういった背景から町では令和2年度から消融雪設備導入に対する支援を行っていますが、導入経費高騰や運用コスト高の懸念から積極的な活用がなされていない状況です。雪対策をより一層強化し、転出者の減少に努めていく必要があります。

⑦ 自然景観の保全

本町は、森林や河川といった豊かな自然環境にあふれ、その中に基幹産業の農業を営むための田園風景が融合されている典型的な農山村の町で、その自然環境は、水源の確保や自然災害の防止など多面的な役割を果たし、町民の生活を支えている大切な共有資源となっています。また、貴重な動植物の生息等も確認されており、河川一斉清掃を年1回開催するなど環境保全や保護に取り組んでいます。

(2) その対策

① 水道・下水処理施設

生命の源と言われる水は安全で良質な状態で供給される必要があります。将来にわたり、水道水の供給確保を図るため、水源の清流最上小国川の環境保全に努めると共に、水道施設の老朽化の解消を図るため、施設の改修にも万全を期して努め、町民の水に対する意識の向上と、水の有効利用と節水の啓発活動を行います。

清潔で快適な生活環境を普及させ、定住を促進するため、公共下水道や農業集落排水への未加入者に対して加入促進を図り、対象世帯の全加入をめざします。また、地理的な条件による一部の集落においては、合併処理浄化槽を普及促進し、清流最上小国川や最上川の水質保全に努め、文化的で快適な生活空間の整備を推進します。

また、水道及び下水道の施設の長寿命化対応として、中長期的な視点で計画

的な改修整備を実施します。

② 廃棄物処理

リサイクルの推進や「ごみゼロやまがた県民運動」の展開によりごみ減量化に努めます。

また、一般廃棄物収集運搬車の適切な更新により、町内全域にわたって効率的に遅滞なくごみ収集業務が行われるためのサポートに努めるとともに、町内業者の育成と車両更新時の負担軽減の支援を検討していきます。

③ 火葬場

計画的な機器類のオーバーホール、火葬炉内及び施設の修繕などを行い、円滑な利用と適正管理に努めます。

④ 消防・防災

消防団員の減少が顕著で、消防団の組織の活性化や組織の健全運営を図るためにも消防団活動の重要性を広く町民に呼びかけるとともに、待遇改善・活動しやすい環境の構築を図り、新規入団者の確保に努めます。また、災害時の即応力を高めるため、予備消防団を組織し、非常時の人員確保体制の強化を図ります。

消防施設や水利の確保、消火栓や防火水槽などの老朽化した設備の更新を計画的に進め、消防力の維持・向上に努めます。さらに、複雑化・多様化する火災や水害に迅速かつ的確に対応するため、体制の整備や装備品の充実を推進します。

防災に関しては、地震や自然災害などに的確に対処していくため、令和4年度に改定した舟形町地域防災計画に基づいた災害時の初動体制・避難誘導體制及び組織的活動体制の周知徹底を図ります。また、日頃の訓練や啓発活動、防災士資格取得の推進など、町民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

令和2年度に整備した防災センターを防災活動及び災害時の中核拠点として活用し、防災無線や防災メール等を効果的に運用することで、緊急時の迅速な情報提供に努めます。さらに、避難所の環境整備や備蓄品の充実、運営体制の強化を進め、町民が安心して避難できる環境づくりを推進します。

これらの取組みを通じて、総合的な防災体制の強化と危機管理体制の充実を図り、町民の安全・安心に努めます。

⑤ 住宅

活力ある地域社会を構築するためには、町への転入促進と転出抑制を図る必要があります。これまで、町では子育て支援住宅や移住定住促進住宅を建設し計4棟に県外からの移住者も入居しています。また、移住定住促進住宅として1棟建設しました。さらに、ハリヨ地区の住宅分譲地はそのほとんどが分譲成立しているほか、誘致した民間アパートも満室状態を維持しています。

今後も若者や子育て世代、移住定住者の定着に向け、東北農林専門職大学プロジェクト事業との連携や民間事業者の積極的な参入、空き家の利活用、分譲宅地の整備など、幅広い事業展開を進めていきます。

⑥ 克雪・利雪

舟形町は、特別豪雪地帯に指定されており、雪に強いまちづくりと快適な生活環境を創出するため、除雪体制の充実強化を図り、除雪計画に基づいた効率的な冬期間の交通確保に努めていきます。除雪に対する町民ニーズが年々高まる中、除雪作業の負担感を減らすため、住民個々が購入する除雪機械・融雪設備等への支援を行うとともに、全ての需要に応える体制づくりに限度がある中、地域ごとに多様化する雪課題に対して、町内会単位でとり組むための除排雪の連携協力体制の強化を進めるとともに、自助及び共助による支え合い意識の醸成につながる取組みを今後も支援していきます。

また、住宅への消融雪設備導入に対する支援により、雪対応が原因の転出者の減少対策を強化していきます。

⑦ 自然景観の保全

最上エコポリス構想の目的にある「人と自然にやさしい定住環境の整備を目指す」ことを実現するため、自然環境保全に対する意識の啓発を促進し、町内の貴重な動植物の保護に努めていきます。

また、子ども達の自然環境教育の実践に役立てるため、動植物の観察が可能な場所の整備を検討するとともに、自然環境教育を推進するボランティアの育成を図ります。さらに、環境保全型農林水産業の推進や耕作放棄地対策への取組み、環境教育の充実などを実施していきます。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（K P I）	現状値（R 6 年度末）	目標値（R 1 2 年度末）
防災士の人数	28 人	40 人
町道一の関線流雪溝整備事業進捗率	50%	100%
一人当たりのごみ排出量	550.7g/日	515g/日

（3）事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	上水道整備事業	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業	町	
	農村集落排水施設	農業集落排水施設整備事業	町	

	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物収集運搬車購入費補助事業	町	
		最上広域エコプラザもがみ整備負担金事業	町	
	(4) 火葬場	斎場改修事業	町	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業（小型ポンプ積載車）	町	
		消防施設整備事業（消火栓）	町	
		消防施設整備事業（防火水槽）	町	
		消防車庫整備事業	町	
		最上広域消防施設等整備負担金事業	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域支え合い除排雪活動支援事業	町	
		除雪機械購入費補助金事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

水道施設、消防施設、公営住宅など、「生活環境の整備」区分における公共施設については、社会生活、防災面でも重要なインフラで、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の管理・修繕・更新・統廃合・長寿命化などを計画的に推進していきます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

町総合発展計画において、結婚、出産、子育ての総合的な支援を目指した「少子化対策・子ども育成プロジェクト」を重点プロジェクトの一つとして取り組んでいます。

少子化が進む中、家庭環境の変化や共働きの増加などにより子どもを家庭で見ることができない場合や、夜勤・休日勤務など働き方の多様化により子育て支援に対するニーズも益々多様化・複雑化しています。

舟形町では最上管内でもいち早く妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を目指した子ども家庭センターを令和6年度から設置して、妊娠中の相談から産後の心身ケア、育児の相談等、ワンストップで切れ目のない支援を行なっています。

関係機関とも連携しながら、継続していく必要があります。また、子育てへの経済的負担が重荷になっているとの声もあり、長引く物価高騰下での経済的負担の軽減対策も必要です。

② 高齢者福祉

町総合発展計画では、「高齢者・障がい者が輝く共生社会」を施策の大綱の一つとしており、その中では「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」を基本施策として取り組んでいます。

高齢化率が令和7年現在で44.9%となり、急速に高齢化が進んでいますが、住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らすことができるように、生きがいづくりや社会への参画について支援を行っており、高齢者自らが主体となって行う百歳体操事業や介護予防教室等にも取り組んでいます。一方で、担い手不足のため事業を行うことができない地域もあります。

また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦だけの世帯の増加や、認知症の高齢者も増加しています。地域による支え合いや認知症を正しく理解して本人と家族を支えていくことができる共生社会実現に向けた取り組みも必要です。

③ 地域福祉

平成28年に、国から「地域共生社会の実現」が提唱されたことにより、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインにも地域福祉を推進し地域共生社会の実現を目指すことが示されました。町では現在「第五期舟形町地域福祉計画」を策定中で、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉について町社会福祉協議会との連携を強化して横断的に取り組んでいます。

人生100年時代の到来や少子化、核家族化など、社会構造の変化に伴い地

域社会の状況も変化しており、介護や子育てなどに対する多種多様なニーズが出てきています。町民誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるまちづくりを実現するため、地域の支え合い活動などの仕組みづくりも重要な課題です。

④ 障がい者福祉

町総合発展計画の「高齢者・障がい者が輝く共生社会」の中で、障がい者がいきいき暮らせるまちづくりを目指し、こころのバリアフリーの推進、療育体制の充実・強化、障がい者の就労の促進等に積極的に取り組んでいます。

また、「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法」「障害者総合支援法」など様々な法制度の改正が施行され国内の法整備が進められており、障がいを理由とする差別解消に取組み、障がいの有無にかかわらず誰もが共存できる社会の実現を目指しています。

⑤ 児童福祉

町総合発展計画の、「少子化対策・子ども育成プロジェクト」として、①の子育て環境の確保を含め、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援、子育ての経済的負担の軽減、保育機能の充実等について重点的に取り組んでいます。

また、女性の社会参加の増加、核家族化・少子化の進行、扶養意識の変化や地域社会における連帯意識の希薄化など、子どもたちを取り巻く環境の変化を踏まえ、地域全体で結婚、妊娠、出産、子育てを支援する環境をつくり、町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と自立、さらには親自身の成長を支援し見守っていくなど、ライフステージに合った総合的な支援が必要です。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、子ども家庭センター及び子育て支援センターを中心に妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を継続していきます。

未満児保育に対応できるような保育所の体制整備、延長保育の充実、物価高騰下での経済的負担の軽減対策として令和6年度より保育料の完全無償化を行っており、負担軽減の更なる充実を図っていきます。

② 高齢者福祉

高齢者一人ひとりが役割を持って参加できる通いの場づくりを支援し、その活動を支援する担い手の養成に努めていきます。

生活支援コーディネーターを配置しての地域支え合い推進協議会を開催し、地域における実情やニーズを捉え、地域支え合いの体制づくりを進めていきま

す。

在宅医療・介護連携推進事業の取組みや訪問介護事業を継続して、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活していくことができるように支援していきます。

認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの普及、徘徊高齢者家族支援事業の普及、認知症総合支援事業等に取り組んでいきます。

③ 地域福祉

地域共生社会の実現を目指し、町民一人ひとりが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるまちづくりを実現するため、社会福祉協議会や民生児童委員による活動や各ボランティア団体等の活動を推進し、地域の「気づき力」「つながり力」「相談力」「サービス力」「助け合い力」を高め、地域共生社会実現に向けた事業に取り組んでいきます。

④ 障がい者福祉

障がい者が住み慣れた地域で、自立し安心して生活ができるよう在宅福祉サービスの充実に努めていきます。また、舟形町では、障がいを理由とする差別の解消を目指した「舟形町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を令和3年3月に制定しました。これを契機に、より一層障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、障がい者支援施設「光生園」との連携を強化し、引き続き「福祉のまち」づくりに取り組んでいきます。

⑤ 児童福祉

①の子育て環境の確保対策に加え、母子保健事業の充実に努め、ひとり親家庭への支援、医療費の無償化等の支援等にも継続して取り組んでいきます。

また、家庭における子育てを基本にしながら、「子どもはまちの宝」という認識から、地域社会全体としても支援、協力していくことが大切です。子どもたちの健やかな成長を支えるため、家族との交流や地域との交流、そして、自然とのふれあいの促進事業に努めていきます。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（R6年度末）	目標値（R12年度末）
特定検診受診率	61.7%	62.0%
がん検診受診率（国保）	35.01%（平均）	45% 40% 50% 30% 70%
胃がん		
大腸がん		
子宮がん		
乳がん		
肺がん	70%	
放課後子ども教室の開催日数	37日/年	45日/年

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	ほほえみ保育園改修事業	町	
		ほほえみ保育園環境整備事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人生活福祉センター 老人福祉センター	高齢者生活福祉センター改修補助事業	町	
		老人いこいの家改修事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	一時預かり事業	町	
		乳児家庭全戸訪問等事業	町	
		地域子育て支援拠点事業	町	
		母子保健推進事業	町	
		放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)	町	
		子育て支援医療事業	町	
		保育料等負担軽減給付金事業(のびのび子育てサポート給付金事業)	町	
		病児保育事業	町	
		出生祝い金事業(すくすく赤ちゃん祝い金事業)	町	
		高齢者・障害者福祉	高齢者及び障がい者世帯除雪サービス事業	町
	福祉の町推進事業	町		
	高齢者生活福祉センター運営委託事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

児童福祉施設、高齢者福祉施設など、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設については、高齢化による少子化が進行していく中において施設機能の重要性が高まっているため、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の更新・修繕・統廃合・長寿命化などを計画的に推進していきます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

舟形町の人口は少子高齢化の影響により総人口が減少しており、人口に占める高齢者の比率も40%を超え、また、総人口に占める65歳～74歳の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の割合が増加しています。いくつになっても住み慣れた地域で元気に自分らしく生活できるように、健康寿命の延伸を目指した取り組みが必要です。

町内には診療所1か所（一次医療機関）、歯科医院が1か所、保険薬局が1か所のみとなっており、継続的な医療従事者等の確保が重要です。また、疾病の予防と早期発見・早期治療のために、地域医療との連携を強化していく必要があります。

在宅医療の推進と日常的な病気やけが等の患者に対する身近な医療には「かかりつけ医」の普及に取り組む必要があります。

舟形町には入院医療や専門性の必要な医療体制がないため、新庄市を中心とした二次医療圏と連携を図っています。今後も二次医療圏の医療供給体制の維持と確保のために、最上地域市町村・新庄市最上郡医師会・山形県立新庄病院・関係機関と連携した活動を継続していく必要があります。

(2) その対策

町総合発展計画において、元気で健康に100歳まで生きることができるよう「100歳元気プロジェクト」を重点プロジェクトとして取り組んでいます。その中でも、生活習慣病などの予防や早期発見のため、特定健診・各種がん検診・歯科検診等の充実や、保健・医療・福祉・介護が連携した地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

公設民営で開設した「舟形診療所」は、保健医療の拠点として重要で、令和元年度より、施設整備を更新して新しい医師を迎えることができました。今後も町民の安全安心のために、継続的な医師や医療従事者の確保とともに施設整備を含めた医療環境の充実に努めていきます。

また、かかりつけ医の普及に努め、保健・医療・福祉・介護が連携した地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。

最上地域保健医療対策協議会やもがみ看護・介護人材確保推進ネットワーク協議会を通じて、新庄市を中心とした二次医療圏の医療供給体制の維持と確保に取り組んでいきます。

さらに移転改築する県立新庄病院と連携し、最上地域の救急医療の向上に協力していきます。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（K P I）	現状値（R 6 年度末）	目標値（R 1 2 年度末）
内科・歯科医数	各 1 件	現状維持

（３）事業計画（令和 8 年度～ 1 2 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所改修事業	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

診療所など、「医療の確保」区分における公共施設については、医療体制の維持による生活の安心を確保するため、重要なインフラで個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の更新・修繕・長寿命化などを計画的に推進していきます。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

舟形町の児童・生徒数は257人（令和7年5月1日現在）で、5年前と比較すると88人減少しています。一方で、特別な配慮を要する児童・生徒の割合は増えています。

また、少子高齢化や生活様式の多様化、自然・社会体験活動を支援する団体の減少、人や地域と関わる機会の減少などが懸念され、世代を超えた「関わり」や「愛郷心」の必要性が高まっています。

加えて、新学習指導要領に対応した新たな教育環境の整備も必要とされ、英語、ICT教育、プログラミング教育等の推進のための専門的知識のある人材の支援体制や施設の整備が必要です。また、教育の情報化については、国が進める「GIGAスクール構想」のハード・ソフト・指導体制一体での、ICT環境整備を加速させ、子どもたち一人ひとりに個別最適化された学びの実現が求められます。

校舎については、小学校は平成9年建築により、今後、老朽化に伴う修繕や改修の検討が必要となってきています。中学校は昭和57年建築により、老朽化が進んでいるため、現在、移転新築へ向けた計画を進めています。

② 生涯学習

生涯学習の推進に求められるのは、多様な町民同士の連携協力をコーディネートし、人と自然が調和したまちづくり、地域づくりを進めていくことで、その活動を中心的に進める人づくりです。そのためには、町民相互の絆を深め、意識改革につながるような、多様な学習事業の展開や学習機会の提供が必要となります。

住民の主体的な活動や生涯学習ニーズへ対応するため、中央公民館やB&G海洋センター等と身近な学習の場としての地区公民館の積極的な活用が求められます。

③ スポーツの振興

健康増進や生活習慣病予防だけではなく、ストレス解消やダイエットといった、健康づくりのための運動やスポーツへの関心は、近年とても高まっています。しかし、多くの人が運動不足を感じているにもかかわらず、様々な理由により習慣化できていない現状です。

また、子どもの体力・運動能力は、近年、低下傾向が続いており、運動する子としない子の二極化の傾向が問題となっています。

(2) その対策

① 学校教育

「協働的な学び」を通して「主体的・対話的で深い学び」を一体的に進め、「共に生きる」を子どもの目指す姿として、日々の授業の充実を実現していきます。

また、地域に伝わる自然や文化、歴史等の学びや、都市との交流、日本一のおいしい給食食育推進事業を推進しながら、地域への理解を深め、郷土愛の醸成を図っていくほか、学校と行政、保護者、地域との連携強化にも努めていきます。

さらに、保小中を通した一貫的な教育を目指すとともに、教育環境の充実のために、老朽化した校舎等の大規模改修や中学校の移転・改築の検討、ICT教育支援の充実など、ハード・ソフトの両面から学習環境の整備を計画的に実施していきます。

教育の情報化については、「GIGAスクール構想」に基づき、新学習指導要領に示された情報活用能力の育成を加速させます。また、授業づくりに取り組む教員をサポートするICT支援員の継続的な配置とともに、導入済みの端末を最大限活用するためのデジタル教科書や、個々のニーズに対応した教育コンテンツの充実を図ります。

併せて、児童生徒が1人1台の端末を、校内だけでなく家庭やWi-Fi環境のある公共施設等においても活用することで、AIドリル等の活用による個別最適化された学びを推進し、家庭学習の習慣化を支援していきます。

② 生涯学習

町民がそれぞれのライフステージにおいて必要とする知識や能力の習得、学習要求に対応するため生涯学習の推進体制を整備し、中央公民館を中核として、各地区公民館や、生涯学習センター、B&G海洋センター、農村環境改善センター等の関係施設との連携を強化し、地域の拠点として生涯学習事業の展開と利用促進を図ります。

関係施設は、老朽化している施設も多いため、改修工事により長寿命化を図るとともに、各地区公民館については補修、改修等に係る支援の充実を図ります。

③ スポーツの振興

学校教育との連携を進め運動能力の向上を目的に、積極的・継続的な運動機会の創出と、関係機関と連携・協力しながら、子どもから大人までスポーツに親しみ体力づくりができるよう、「1人1スポーツ」を目指し、指導を含む事業を推進します。

また、中学校と隣接し生徒の利用も多いB&G海洋センターは、屋内運動場と屋内プールを備えた町のスポーツ拠点施設ですが、老朽化が進んでいるため、

維持修繕と併せて、大規模改修を計画的に進めます。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（K P I）	現状値（R 6 年度末）	目標値（R 1 2 年度末）
魅力ある学校づくり調査「授業がよくわかる」	小 4-35% 小 5-53% 小 6-66% 中 1- 8% 中 2-15% 中 3-37%	小 4-92% 小 5-94% 小 6-91% 中 1-71% 中 2-76% 中 3-90%
小学生のスポーツ少年団加入率	49.7%	現状維持

（3）事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎	舟形小学校改修事業	町	
			舟形中学校改修事業	町	
		スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	町	
			スクールバス車庫改修事業	町	
	(2) 集会施設、体育施設等	公民館	中央公民館改修事業	町	
			体育施設	B&G 海洋センター大規模改修事業	町
		町民グラウンド改修事業		町	
		猿羽根山相撲場改修事業		町	
		その他	生涯学習センター改修事業	町	
			農村環境改善センター改修事業	町	
			東北農林専門職大学関連交流施設整備事業	町	
			富長交流センター改修事業		
			長沢交流センター改修事業		
		(3) 過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	ヴィーナズプラン交付事業	町
	舟形町立小中学校特別支援教育支援員配置事業			町	
	英語指導助手派遣事業			町	
	ICT 機器購入事業			町	
	その他		児童交流学習事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。学校教育関連施設など、「教育の振興」区分における公共施設については、教育環境の維持や住民サービスの提供に資する施設で、一方で災害時に避難所となるものも多いため、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の更新・修繕・移転・長寿命化などを計画的に推進していきます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

舟形町の地域づくりは、各町内会を中心とした住民自治により展開され、その組織下に地域資源の保全活動や、地域伝統行事などの保存継承を行っており、この体制がこれまでの地域づくり、ひいては舟形町の形成にあって大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、地域を取り巻く状況は少子高齢化による人口減少、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題を抱えており、その課題は地域によって様々で、これまでのような画一的な施策では、地域課題の解決や地域のニーズに答えることができない状況となっています。このような中で、地域の諸課題の解決に地域住民が自らの判断と責任において取り組む「住民主体の地域づくり事業」を展開し、町内会や地区において、職員や集落支援員も参加し、ワークショップによる話し合いを行ってきました。その結果、すべての地区に地域運営組織が設立されました。今後も地域内のコミュニティの在り方や、地域間の協力と連携の検討をし、地域の課題解決に向けた活動を行う地域運営組織の設立と活動の支援していく必要があります。

(2) その対策

人口減少に対応した地域コミュニティのあり方の検討、集落（町内会）間の連携強化などに取組み、町民と行政が連携・協力する協働のまちづくりを進めます。

まずは、地域づくりの核となる、集落（町内会）の活動を維持・継続するための活動や各町内会が作成した「町内会びじょん」の達成に支援を行なっていきます。

さらに、地域運営組織の設立や活動について、集落支援員が町と地区住民のパイプ役となり、さらには協議・検討をしていきます。各地区が作成した「地区びじょん」の実現に向けて支援します。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（R6年度末）	目標値（R12年度末）
地域運営組織の設立	4組織	現状維持
地域における課題解決等を目的とした活動件数	22件/年	25件/年

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	子育て支援住宅改修事業	町	
		定住促進住宅整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域づくり総合支援事業	町	
		地域運営組織補助事業	町	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町内各地に息づく豊かな地域文化を次代へ継承していくためには、地域住民の意識向上に加え、子どもたちが幼少期から地域の伝統や活動に直接触れ、参画できる機会を創出することが不可欠です。

文化活動の活発化と新たな地域文化の創造を促すため、関連施設の適切な維持管理はもとより、質の高い鑑賞機会の提供、専門的な知識を持つ指導者と後継者の育成、さらに情報を広く届ける発信体制の強化など、ハード・ソフトの両面から多角的な施策を展開していくことが大切です。

また、舟形町には縄文時代から連綿と続く歴史と生活文化があり、国宝土偶「縄文の女神」が出土した事実は町民の大きな誇りとなっています。しかし、当該出土品は現在、山形県が所有しており、町の貴重な地域資源として最大限に活用するには、展示環境の整備や権利面での調整など、解決すべき課題があります。

将来的には本町に展示施設の整備や専門職である学芸員の配置を視野に入れ、町民が郷土の歴史を身近に学び、その価値を再発見できる環境の整備が望まれます。

(2) その対策

地域文化の継承活動を通じて、子どもたちの愛郷心を育むとともに、文化芸術に触れる機会を拡充し、豊かな感性を養うよう取り組むとともに、子どもから高齢者まで、すべての住民が文化活動に参加しやすい環境づくりを推進し、地域文化の継承と新たな文化の創造に努めます。

文化財は、町の歴史や文化を理解する上で欠かせないものであり、将来の文化振興の基盤となる貴重な町民の財産です。その価値を再認識し、後世へと確実に受け継ぐため、文化財や伝統文化の調査・発掘・保護・継承に努めます。

特に、国宝土偶「縄文の女神」については、出土地である舟形町での保存・公開を目指し、関係機関への働きかけや施設整備を推進します。この貴重な文化的価値を、次世代へと繋いでいくことが重要です。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（K P I）	現状値（R 6 年度末）	目標値（R 1 2 年度末）
芸術文化協会加盟団体数	12 団体	現状維持

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	縄文の女神ミュージアム新築事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

当町では、地球環境の保全や、地域の特徴を生かしたエネルギーの活用として、早くから雪冷房施設の研究や子育て支援住宅等への大地熱による融雪システムの導入を行なってきました。一方、東日本大震災を契機として、国では固定化価格買い取り制度を導入したことで、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及が爆発的に広がりました。当町においても、平成24年度から一般住宅や事業所への再生可能エネルギー設備の導入に対する補助金を創設するなど推進に取り組んできました。しかし、全国では最も普及が進んだ太陽光発電についても、当町においては冬期間の降雪や日照時間が短いという条件下でなかなか進展していません。木質バイオマスを活用したストーブ導入も進みましたが、燃料となるチップやペレットの流通がまだまだ一般的ではないことから、なかなか導入が進まない状況です。最上地域で推進している木質バイオマスの熱利用については、町内施設等への導入検討を継続して行う必要があるほか、再生可能エネルギー等の設備導入が住宅新築などのタイミングで検討されることも多いため、今後も社会情勢を見据えながら、補助制度の拡充を行うなどの取組みを引き続き行なっていく必要があります。

(2) その対策

当町では、これまで雪冷房システムや、大地熱融雪システムの研究に取り組むとともに、町有施設や町営住宅への導入に取り組んできており、また一般住宅や町内事業所への再生可能エネルギーの設備補助金を設置して導入促進にあたってきました。今後もこの取組みを継続するとともに、最上地域全体で推進している木質バイオマスエネルギーの熱利用や太陽光発電設備をはじめとして、広く未利用のエネルギー資源の利活用について取組みを推進し、環境保全や、安全安心な地域づくりに努めていきます。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（R6年度末）	目標値（R12年度末）
再生可能エネルギー設備等設置導入件数	1件／年	5件／年

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11.再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー設備導入事業	町	
		舟形町公共施設再生可能エネルギー設備整備事業	町	

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① ボランティア・NPOへの支援

近年、健康福祉や災害など地球環境問題、その他多様化する社会的課題の発生に、公平性および平等性を重視する町の取組みや、営利性を求める企業活動など、これまでの社会システムだけでは対応が困難になってきています。こうした中、ボランティアやNPOなど、自ら自由な意思で自主的、自発的に地域で活動を行う団体の存在が重要になってきています。

当町においては、青少年育成や教育の分野では高校生ボランティアが、福祉分野ではNPOがそれぞれ活動していますが、活動を行なっている団体が少ないのが現状です。

ボランティアやNPO活動に対する知識や技術習得の機会を充実させ、主体となる人材の育成や、様々な分野における活動の在り方を検討し、町民が活動に参画していく機運の醸成が必要となっています。

② 結婚・支援

女性の社会進出、ライフスタイルや価値観の多様化により、未婚化・晩婚化・非婚化が進み、少子化や人口減少の大きな要因となっています。

未婚者において、「結婚を希望しているができない」という方に加えて、「結婚をしない」と考える方が近年増加しています。

結婚に対してポジティブなイメージを持ち、前向きに考える意識を小中高校生のうちから持つことや、世代間による結婚観や生活スタイル、婚活についての考え方の違いについて、互いに理解する環境が求められています。

また、結婚を望む方に対し、出会いの機会を創出し、結婚を実現するための支援が必要となっています。

しかし、婚活支援に対するニーズが近年多様化しており、個々への支援が求められるなか、結婚支援活動を行う人材の育成等、支援体制の整備が必要となっています。

(2) その対策

① ボランティア・NPOへの支援

ボランティア活動は、地域に密着した生活支援や福祉活動もあれば、教育や文化、防災や環境問題への取組みなど、多種多様な領域での活動が可能です。これらの活動には、性別や年齢を問わず、自分の特技や興味のあることから始めることができるため、誰もが気軽に活動に参加できるような環境の整備に努

めていきます。また、既存の団体については、活動の支援や周知を行い、活動の活性化を図ります。

NPO団体については、組織の設立に係る手続き等や活動について、関係機関と連携して支援し、情報提供や情報発信を必要に応じて行なっていきます。

町は、自主的・自発的に活動を行うこれらの団体と協働し、役割分担しながら、住民に対し、より充実した公共サービスを提供できるように努めていきます。

② 結婚・支援

町では、少子化の要因の一つになっている晩婚化・未婚化の進行をふまえ、結婚を希望する方々に出会いの機会やきっかけを創出し、結婚活動をサポートするとともに、地域全体で結婚を支援する機運を醸成し、町への定住人口を増やすことに努めていきます。

やまがたハッピーサポートセンターと連携し、結婚を望む方へ、出会いの機会の創出や、結婚を実現するための活動に支援を行います。

しかしながら、出会いの機会の提供については、町内だけでは困難なため、最上地域や近隣自治体、県と連携しながら取り組んでいきます。

また、結婚に前向きになれる環境づくりとして、各種セミナー等の開催や、結婚活動や結婚祝金の交付など、経済的な支援を行なっていきます。

◆目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（R6年度末）	目標値（R12年度末）
婚姻数	3組/年	10組/年

（3）事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12.その他地域の持続的発展に関し必要な事項		結婚サポートセンター運営事業	町	
		婚活イベント	町	

事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	都市交流事業	町	都市との交流により交流・関係人口が増加し、地域の活性化が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		雪交流事業	町	雪という地域資源を活用した都市との交流促進により、地域間交流の促進が図られ、その効果は将来に及ぶ。
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	中山間地域等直接支払交付金事業	町	交付金の交付により中山間地域の農地の保全と、耕作放棄地の防止が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		多面的機能支払交付金事業	町	地域での共同による活動を支援することで、多面的機能を有する農地の保全が図られ、その効果は将来に及ぶ。
	商工業・6次産業化	商工業活性化事業	町	プレミアム付商品券の発行により、町内消費者の購買意欲を促すことで町内商工業者の活性化が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		農林水産物加工施設運営費補助事業	町	農業の6次産業化への支援を行うことで、地域の産業の振興が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		起業支援補助金交付事業	町	起業する方を支援することで、町内商工業の活力向上が図られ、その効果は将来に及ぶ。
	観光	観光物産センター業務委託事業	町	町の情報発信と観光PRにより、交流人口の増加や地域の賑わいの創出と活性化が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		舟形若あゆ温泉管理委託事業	町	温泉の運営により町民の健康増進と交流・関係人口の増加が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		農林漁業体験実習館管理委託事業	町	農林漁業体験実習館の運営により、利用者の増加と交流人口の増加が図られ、その効果は将来に及ぶ。

	その他	ふながた若鮎まつり事業	町	ふながた若鮎まつりの開催を通し、鮎をはじめとする特産品などを全国に発信することで、町の交流・関係人口の増加が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		資格取得補助金交付事業	町	資格や免許の取得に対し補助をすることで、求職者等の就職や雇用の促進が図られ、その効果は将来に及ぶ。
4. 交通施設の設備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	デマンド型乗合タクシー運行補助金事業	町	デマンド型乗合タクシーの運行による住民の移動手段の確保により、定住環境の向上が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		デマンド型乗合タクシー運行車両取得支援事業	町	ユニバーサルデザインのタクシーの取得に対して助成することで、タクシー利用者の利便性向上が図られ、その効果は将来に及ぶ。
	その他	高齢者及び障がい者福祉タクシー事業	町	タクシーの助成券を交付することで、高齢者等の移動手段の確保及び移動機会の増加が図られ、その効果は将来に及ぶ。
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域支え合い除排雪活動支援事業	町	地域住民等が組織する団体の活動に対し助成をすることで、冬期間の除排雪という地域課題解決が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		除雪機械購入費補助金事業	町	家庭用除雪機購入に対し助成することで、冬期間の除排雪の負担軽減が図られ、その効果は将来に及ぶ。
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	一時預かり事業	町	就学前の児童を一時的に預かることで、子育て世代への支援と児童福祉の向上が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		乳児家庭全戸訪問等事業	町	保健師等が訪問し子育てに関する情報提供や困りごとなどの相談に対応することで、安心して子育てできる環境の整備が図られ、その効果は将来に及ぶ。

		地域子育て支援拠点事業	町	子育てに関する相談、助言、情報提供をすることで、安心して子育てできる環境の整備が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		母子保健推進事業	町	子育て世代包括支援センターの設置と専門機関との連携により、母子の健康増進が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)	町	放課後児童クラブの開設により、日中保護者がいない児童の健全育成とともに、親も安心して働くことができる環境の整備が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		子育て支援医療事業	町	高校生までの医療費(医療保険該当分)を支給することで、子育て世代の負担の軽減が図られ、安心して子育てできる環境の整備が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		保育料等負担軽減給付金事業(のびのび子育てサポート給付金事業)	町	ほほえみ保育園において、副食費を無料、きょうだいがいる場合の保育料を助成することで、子育て世代の負担軽減が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		病児保育事業	町	急な発熱や病気で保育所の集団保育を利用できない子どもを一時的に預かることで、親の負担軽減が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		出生祝い金事業(すくすく赤ちゃん祝い金事業)	町	出産に対し、祝い金を支給することで、経済的負担の軽減が図られ、その効果は将来に及ぶ。
	高齢者・障害者福祉	高齢者及び障がい者世帯除雪サービス事業	町	高齢者世帯の除雪作業を支援することで、冬期間の安全で安心な暮らしの確保が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		福祉の町推進事業	町	寝たきり老人介護者激励金や長寿祝い金、老人鍼灸マッサージ券の発行などにより、高齢者福祉の向上が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		高齢者生活福祉センター運営委託事業	町	生活支援ハウスを運営することで、高齢者が安心して暮らす環境が確保され、高齢者福祉の向上が図られ、その効果は将来に及ぶ。

8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	ヴィーナズプラン交付事業	町	地域を育てるために必要な2つの力と3つの心を備えた児童生徒の育成のための活動に対し交付金を交付することにより、地域を育てる人材の育成が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		舟形町立小中学校特別支援教育支援員配置事業	町	小中学校に教育支援員を配置することで、児童生徒の学習環境と学力の向上が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		英語指導助手派遣事業	町	小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置することで、児童生徒の英語力の向上が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		ICT機器購入事業	町	ICT機器を最新のものに更新することで、児童生徒のICTの教育環境の整備が図られ、その効果は将来に及ぶ。
	その他	児童交流学習事業	町	世田谷区の小学校との交流を通し心の交流を深めることで、心豊かな人間性の育成が図られ、その効果は将来に及ぶ。
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域づくり総合支援事業	町	住民自らが取り組む地域課題の解決のための事業に対し助成することで、住民自治意識の醸成が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		地域運営組織補助事業	町	地域運営組織の活動により、地域間の連携による課題解決が図られ、その効果は将来に及ぶ。
12. その他地域の持続的発展 に関し必要な事項		結婚サポートセンター運営事業	町	結婚を希望する方へ出会いの場の提供や婚活情報を発信することで、結婚の促進と定住人口の増加が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		婚活イベント	町	結婚希望者の出会いの場を創出し、結婚の促進と定住人口の増加が図られ、その効果は将来に及ぶ。